

第三期 高根沢町 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

(案)



高根沢町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
(1) 子ども・子育て会議.....	2
(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査.....	2
(3) パブリックコメントによる意見公募.....	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	3
1 計画の基本理念.....	3
2 計画の基本的視点.....	4
3 計画の基本目標.....	5
第3章 施策の展開.....	6
1 教育・保育提供区域の設定.....	6
(1) 教育・保育提供区域の考え方.....	6
(2) 高根沢町における提供区域の設定.....	6
2 基本目標と施策一覧.....	7
3 地域とともに子育て・子育ての支援【基本目標1】.....	9
(1) 現状と課題.....	9
(2) 基本目標1に対する施策.....	9
4 親子の健康の確保と増進【基本目標2】.....	18
(1) 現状と課題.....	18
(2) 基本目標2に対する施策.....	18
5 子育てしやすい安心安全な生活環境や職場環境の充実【基本目標3】.....	22
(1) 現状と課題.....	22
(2) 基本目標3に対する施策.....	22
6 支援を必要とする子どもと子育て家庭へのサポート体制の充実【基本目標4】.....	24
(1) 現状と課題.....	24
(2) 基本目標4に対する施策.....	24
◇高根沢町の子育て支援一覧.....	29
7 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容.....	31
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	31
第4章 推進体制.....	32
1 計画の推進に向けて.....	32
2 計画の評価・検証.....	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

令和2年3月に「第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業について展開してきましたが、令和6年度に計画期間が終了します。そこで、これまでの計画の基本理念を受け継ぎつつ、現在の子育て環境に関する課題等を加えた「第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



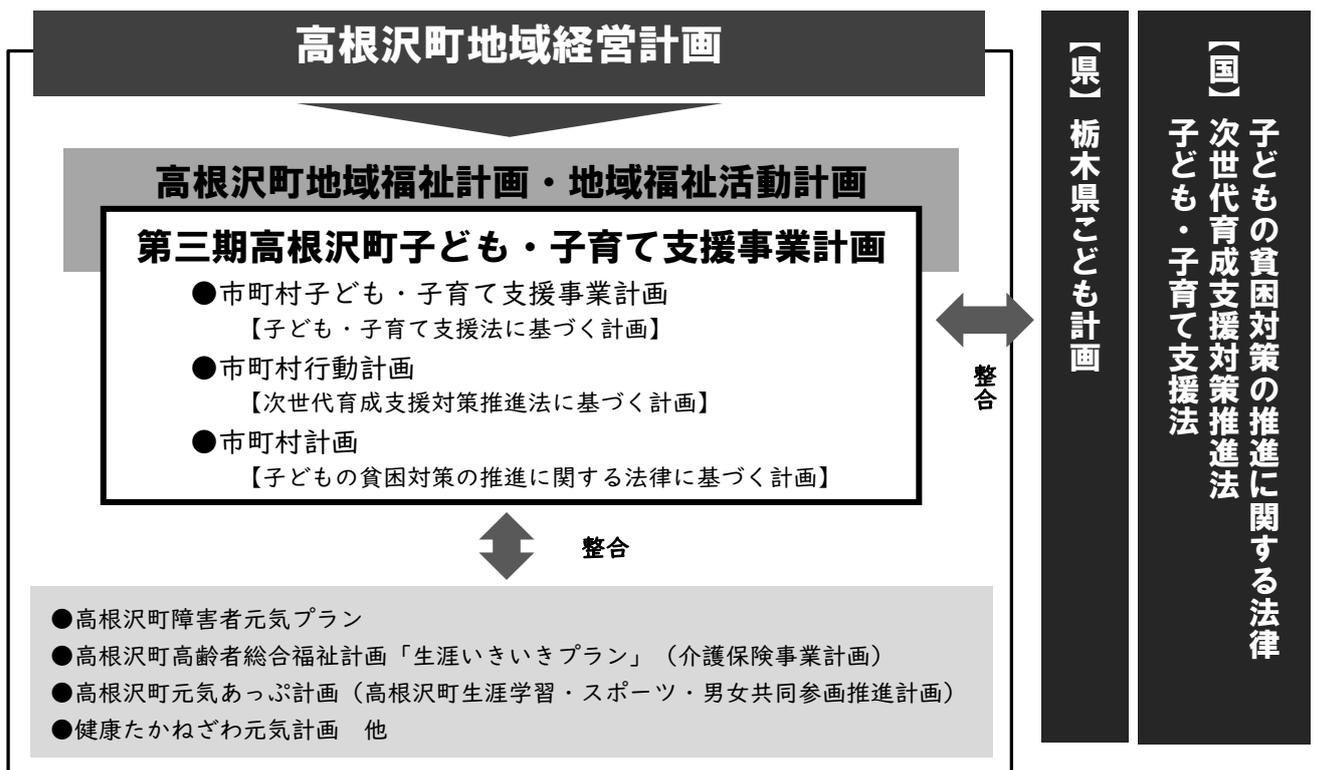
2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援制度に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していくために、市町村が策定する計画です。

市町村は、この計画により子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握しながら、計画的な事業や施設などの実施、整備を図っていきます。

本計画は、本町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画」をはじめ、子ども・子育て施策に係る本町の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、柔軟に施策を展開します。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととなります。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第二期高根沢町 子ども・子育て支援事業計画					第三期高根沢町 子ども・子育て支援事業計画				
		中間 見直し		見直し			中間 見直し		見直し
						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 必要により適宜見直し </div>			

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、有識者や学識経験者、教育・保育の関係者、住民等で構成する「高根沢町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者・小学校児童保護者を対象に令和5年度に実施した調査結果を計画に反映しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和6(2024)年12月13日から令和7(2025)年1月10日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子育てからはじまる 地域のふれあい みんなが家族

子育て

- 子どもの人権が最大限に尊重されるよう配慮し、すべての子どもが安全に過ごせる居場所を確保します。
- 子どもの視点に立った教育・保育事業を進めるとともに、貴重な体験学習や世代間交流を通して豊かな心や体の育成に取り組んでいきます。

親育ち

- 毎日の子育てを通して親自身も成長していきます。すべての親が、心身ともにゆとりをもって子育てを行い、子育てを通じた自身の成長と充実を得る機会を提供できるような支援を行います。
- 次代の親となる若い男女が子どもを産み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさやおもしろさを経験できる機会を提供します。

地域育ち

- すべての家庭が安心して子育てができるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。
- 子育て家庭が抱える不安や負担の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てができる地域ネットワーク形成を推進します。



2 計画の基本的視点

この計画では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支える地域共生の社会の構築を目指し、以下の基本的な視点をもって基本目標を掲げ、施策を展開します。

関連するSDGsの目標



(1) 安心して産み、子育てができるまち

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親として成長（親育ち）し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じるようになるよう応援していくことが必要です。

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを応援するため、行政はもとより、地域社会全体が協力（地域育ち）して子育てしやすい環境づくりを進め、子育て世帯のウェルビーイング（Well-being※）を実現します。

(2) 子育てに適した生活環境と、生涯にわたり住み続け・働けるまち

未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長（子育て）できるような生活環境を整え、希望や夢への期待を持って生活できるよう子どものウェルビーイングを実現します。

そして、その子ども達が「高根沢町で育って良かった」「やっぱり高根沢町がいい」と生涯にわたり住み続け、働けるまちを目指していきます。

※ウェルビーイング（Well-being）・・・well（よい）とbeing（状態）からなる言葉。個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される。

3 計画の基本目標

基本目標のもと、各施策を推進し、基本理念の実現・課題の解決を目指します！



目標 1 地域とともに子育て・子育ての支援

地域で子育て家庭を支えるためには、保育所・幼稚園などの教育・保育サービス、子育て家庭の交流、身近に相談できる体制などの様々な子育てサービスの必要量の確保と更なる充実を図ることが必要であるため、町と地域が一体となって子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

目標 2 親子の健康の確保と増進

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援として、各種健康診査や訪問保健指導、医療費助成などのサービスを提供して親子の健康を確保するため、きめ細やかに心身のケアや育児サポートを図っていきます。

目標 3 子育てしやすい安心安全な生活環境や職場環境の充実

交通安全や環境整備、地域と連携した防犯活動のほか、職場環境の整備や意識啓発を企業へ働きかけるなど、子育て家庭が安心して暮らせるために地域と連携した生活環境の充実を図っていきます。

目標 4 支援を必要とする子どもと子育て家庭へのサポート体制の充実

ひとり親家庭や障がいがある子どもがいる家庭、子どもの養育に悩みを抱える家庭など、支援が必要な子どもと子育て家庭が安定した家庭環境となるために、地域と連携してきめ細やかな相談・支援体制の充実を図っていきます。



第3章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法第61条」により、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域について、国の考え方は以下のようになっています。

【区域設定における主な国の考え】（基本指針参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

(2) 高根沢町における提供区域の設定

本町では、町全体を一つの提供区域として設定します。

「量の見込み」と「提供体制」について

「量の見込み」とは、「幼児期の学校教育・保育」など特定の事業について、将来どのくらいのニーズ（需要）があるかを推計したものです。

「提供体制」は、「量の見込み」に対し、いつ・どのくらい提供（供給）するかを示すものです。

「量の見込み」と「提供体制」は、栃木県が策定する「栃木県こども計画」と整合性を図ります。



2 基本目標と施策一覧

基本目標1 地域とともに子育て・子育ての支援		
1	幼児期の教育・保育ニーズへの対応	P9
2	放課後児童健全育成事業（学童保育・学童クラブ）	P12
3	時間外（延長）保育事業	
4	病児・病後児保育事業	P13
5	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	
6	利用者支援事業	P14
7	ファミリー・サポートセンター事業	
8	一時預かり事業	P15
9	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）《新規》 【★こども未来戦略】	P16
10	児童手当《拡充》【★こども未来戦略】	
11	こども医療費助成事業	P17
12	副食費・給食費減免事業	
13	健全育成事業（児童館）	
14	赤ちゃんふれあい交流事業	
15	幼小の連携	
16	地域と学校の連携	
基本目標2 親子の健康の確保と増進		
1	産前産後サポート事業	P18
2	妊婦等包括相談支援事業《新規》	
3	出産・子育て応援金《新規》【★こども未来戦略】	P19
4	産後ケア事業《新規》	
5	妊婦一般健康診査事業	
6	赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	P20
7	妊産婦医療費助成事業	
8	乳幼児健康診査事業	P21
9	不妊治療費助成事業	
10	任意予防接種事業	P21
11	子育て情報の発信と手続きのデジタル化の推進	
12	子育て相談	
13	家庭教育学習	
14	食育、地産地消	

基本目標3 子育てしやすい安心安全な生活環境や職場環境の充実

1 子育てバリアフリー	P22
2 安心・安全な学校づくり	
3 スクールバス運行事業	P23
4 通学路安全プログラム	
5 自主防犯活動	
6 交通安全・防犯・防災への意識啓発	
7 企業への働きかけ	

基本目標4 支援を必要とする子どもと子育て家庭へのサポート体制の充実

1 こども家庭センター《新規》	P24
2 養育支援訪問事業	P25
3 親子関係形成支援事業《新規》	
4 子育て世帯訪問支援事業《新規》	P26
5 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
6 児童虐待防止	P27
7 子どもの権利擁護	
8 早期発達支援事業	
9 障がいのある子どもに関する相談	P28
10 子どもの貧困対策	
11 ひとり親家庭への応援	
12 実費徴収補足給付事業	
13 多子世帯保育料等免除事業《拡充》	
14 就学援助	
15 教育相談	



3 地域とともに子育て・子育ての支援【基本目標 1】

(1) 現状と課題

本町においても人口減少や少子高齢化が進むとともに、核家族化が進行しています。アンケート調査結果から前回の計画時よりも「子どもを見てもらえる方」について、祖父母や親族、友人等『いずれもない』割合が増加しており、子育て世代の孤立が伺えます。

そのため地域における子育て体制の推進が大変重要となっており、親同士や地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などが必要となっています。

また、幼少期から10代、20代のうちに、子どもと触れ合う機会を多く持つことが重要であると言われていることから、引き続き「赤ちゃんふれあい交流事業」等に力を入れ、若い世代が結婚し、子どもを生み育てることへ希望を持てるような社会を推進します。

(2) 基本目標 1 に対する施策

■施策No. 1-1 幼児期の教育・保育ニーズへの対応

人口の推移は少子化傾向ですが、アンケート調査結果からも共働き家庭が増加しており、保育所や認定こども園等を利用する3歳未満の利用割合が増加しています。

第二期計画においても、年度当初の待機児童ゼロが維持できていますが、潜在的待機児童（育児休暇を延長している、特定の保育所のみ希望している等、待機児童には含めないが、保育ニーズとしてみている児童）は一定数おり、年度後半には、特に0歳児の待機児童が増加傾向にあります。

施設面においては、第二期計画中に保育所（空と大地保育園・ひまわり保育園）2か所と認定こども園（たから保育園）1か所を整備し、小規模保育施設（あいランド保育園・おとぎのおうち保育園）を2か所認可するなど定員の確保に努めてきました。

また、令和6年度から令和7年度に高根沢第二幼稚園整備事業を実施し、新園舎を整備します。それに伴い施設種別が新制度未移行幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行となり、保育所部分の受入枠が拡充されることから令和8年度に公立保育所の「にじいろ保育園」と「のびのび保育園」を1か所に集約します。なお、公立保育所については、建築後20年以上経過し修繕も増えていることから、施設の改修も実施します。



■認定区分について

◎1号認定（教育標準時間認定）

対象者：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校就学前までのお子さん。

利用できる施設：幼稚園、認定こども園

◎2号認定（3歳以上・保育標準時間認定または保育短時間認定）

対象者：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校就学前のお子さん

利用できる施設：保育所、認定こども園



◎3号認定（3歳未満・保育標準時間認定または保育短時間認定）

対象者：保育が必要な要件に該当し、0歳から2歳までのお子さん

利用できる施設：保育所、認定こども園、地域型保育事業

■町内の教育・保育施設

保育所	にじいろ保育園（公立）・のびのび保育園（公立） ひまわり保育園・空と大地保育園・こばと保育園
認定こども園	たから保育園・陽だまり保育園
地域型保育事業 （小規模保育A型）	ゆうゆうランド高根沢園・あいランド保育園 おとぎのおうち保育園
幼稚園	高根沢第二幼稚園（令和8年度から幼保連携型認定こども園高根沢幼稚園に移行）

■量の見込みと確保の内容（人）

年度	令和6(2024)年度実績(5/1現在)						令和7(2025)年度(1年目)						
	認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
教育希望			左記以外	0歳	1歳	2歳	教育希望		左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み(A) (広域利用含む)		133	55	393	49	125	163	168	51	416	95	125	131
提供体制	特定教育・保育施設	33		474	86	125	144	33		474	86	125	144
	確認を受けない幼稚園	84						149					
	特定地域型保育事業				12	12	12				13	13	13
	幼稚園及び預かり保育	55						51					
	その他の施設			3	3	3	3			3	3	3	3
	広域利用	20		1	1	3	3	21			5	5	5
	計(B)	192	0	478	102	143	162	254	0	477	107	146	165
提供体制確保の状況(B-A)		59	-55	85	53	18	-1	86	-51	61	12	21	34

年度	令和8(2026)年度(2年目)						令和9(2027)年度(3年目)						
	認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
教育希望			左記以外	0歳	1歳	2歳	教育希望		左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み(A) (広域利用含む)	150	60	404	96	146	132	133	60	391	96	145	154	
提供体制	特定教育・保育施設	164	60	426	89	122	142	164	60	426	89	122	142
	確認を受けない幼稚園												
	特定地域型保育事業				13	13	13				13	13	13
	幼稚園及び預かり保育												
	その他の施設			3	3	3	3			3	3	3	3
	広域利用	20			5	10	5	19			5	10	5
	計(B)	184	60	429	110	148	163	183	60	429	110	148	163
提供体制確保の状況(B-A)	34	0	25	14	2	31	50	0	38	14	3	9	

年度	令和10(2028)年度(4年目)						令和11(2029)年度(5年目)						
	認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
教育希望			左記以外	0歳	1歳	2歳	教育希望		左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み(A) (広域利用含む)	120	60	387	97	143	152	115	60	413	97	143	150	
提供体制	特定教育・保育施設	164	60	426	89	122	142	164	60	426	89	122	142
	確認を受けない幼稚園												
	特定地域型保育事業				13	13	13				13	13	13
	幼稚園及び預かり保育												
	その他の施設			3	3	3	3			3	3	3	3
	広域利用	17			5	10	5	17			5	10	5
	計(B)	181	60	429	110	148	163	181	60	429	110	148	163
提供体制確保の状況(B-A)	61	0	42	13	5	11	66	0	16	13	5	13	

特定教育・保育施設…認定こども園、保育所、施設型給付を受ける幼稚園

確認を受けない幼稚園…施設型給付を受けない幼稚園

特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

幼稚園及び預かり保育…幼稚園と在籍園の預かり保育の利用

教育希望…幼児期の学校教育の利用希望が強い



■施策No.1-2 放課後児童健全育成事業（学童保育・学童クラブ）

小学生の放課後について、就労等で保護者がいない場合にお預かりする放課後児童健全育成事業（学童保育・学童クラブ）を実施しています。現在、公立11か所、私立1か所の学童クラブを設置しています。

小学生の数は減少していますが、核家族化の進行により高学年の利用児童や市街化区域の学童利用児童が増えているような状況です。年度当初の利用児童が多いため、今後も待機児童が出ないよう、実施場所については、学校施設や既存施設を活用していきます。なお、施設については、計画的に修繕・改修を図りながら施設の維持管理に取り組みます。

また、全ての子どもが放課後等に安全で安心して過ごせる居場所づくりを計画的に推進します。



■量の見込みと確保の内容（年間平均利用児童数：人/月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	421	406	395	394	381
1年生	97	90	95	102	81
2年生	98	91	84	89	95
3年生	82	95	87	81	86
4年生	70	56	64	59	55
5年生	47	45	36	41	38
6年生	26	30	29	23	26
②提供体制	511	511	511	511	511
③施設数	12	12	12	12	12
②-①	90	105	116	117	130

■施策No.1-3 時間外（延長）保育事業

朝7時から夜18時までの保育標準時間（11時間）の開所後、全ての保育施設が時間外保育事業を実施しており、10施設中8施設が1時間、2施設（ひまわり保育園、陽だまり保育園）が2時間延長し、時間外（延長）保育を実施しています。

■量の見込みと確保の内容（年間利用児童数：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	380	382	377	368	371
②提供体制	380	382	377	368	371
③施設数	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

■施策No. 1-4 病児・病後児保育事業

病後児保育（回復期の子どものお預かり）は、1か所（こばと保育園）で、体調不良児対応型（保育中に体調が悪くなった場合、保護者が迎えに来るまでの間の看護）は、全ての私立保育施設5か所で実施しています。

また、広域連携利用により町外の3か所の病児・病後児施設が利用可能となっています。

市名	施設名	類型
宇都宮市	済生会宇都宮病院おはなほいくえん	病児
那須烏山市	那須南病院病児保育所	病児
矢板市	ぴっころ保育園	病後児



■量の見込みと確保の内容（年間利用児童数：人/年）

病児・病後児対応型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②提供体制	30	30	30	30	30
③施設数	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

体調不良児対応型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	526	526	526	526	526
②提供体制	526	526	526	526	526
③施設数	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

■施策No. 1-5 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

町内5か所の施設において子育て支援センターを設置し、育児不安等に関する相談指導や、子育てサークル等の活動支援、地域子育てサービスの情報提供を行っています。今後も相談しやすい環境づくりや、家庭に沿った子育てサービスを利用者に届けられるよう事業展開していきます。

なお、施設については、計画的に修繕・改修を図りながら施設の維持管理に取り組めます。

■量の見込みと確保の内容（年間利用親子組数：組/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8,731	9,090	9,371	9,168	8,965
②提供体制	8,731	9,090	9,371	9,168	8,965
③施設数	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

実施場所：児童館みんなのひろば、児童館きのこのもり、子育て支援センター「れんげそう」、屋外型子育て支援拠点「ひなたぼっこ」、子育て支援センター「ぽっかぽか」

■施策No. 1-6 利用者支援事業

児童館内の子育て支援センター2か所を地域子育て相談機関として、子育て支援総合コーディネーターを配置し、その家庭に沿った子育て支援に関するメニューを利用できるよう情報提供や相談等を行なっています。

■量の見込みと確保の内容（か所）

地域子育て相談機関	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②提供体制	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

実施場所：児童館みんなのひろば、児童館きのこのもり

■施策No. 1-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、互いに助け合いながら、地域ぐるみで子育てを応援する事業になります。主に保育所や学童クラブなどへの送迎支援を利用する家庭が多く、令和5年度末で利用会員119名、提供会員29名、両方会員12名の計160名が会員登録しています。提供会員が増えにくい状況ですが、事業を積極的にPRし、提供会員や両方会員の確保に努めていきます。

■量の見込みと確保の内容（年間利用人数：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	125	125	125	125	125
未就学児	45	45	45	45	45
小学生	80	80	80	80	80
②提供体制	125	125	125	125	125
③施設数	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

実施場所：にじいろ保育園内子育て支援センター「れんげそう」



■施策No. 1-8 一時預かり事業

【一時保育事業】

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育施設で一時的に乳幼児を預かる一時保育事業を町内5か所で実施しています。なお、令和5年度から公立保育所においては、生後2か月からの預かりを開始しています。

■量の見込みと確保の内容（年間利用人数：人/年）

一時保育事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	714	683	654	625	598
②提供体制	714	683	654	625	598
③施設数	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

実施場所：にじいろ保育園、のびのび保育園、こぼと保育園、ゆうゆうランド高根沢園、あいランド保育園

【一時預かり事業（幼稚園型）】

幼稚園や認定こども園においては、当該幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を教育時間の前後や長期休業日に一時的に預かる、在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）も実施しています。

■量の見込みと確保の内容（年間利用人数：人/年）

一時預かり事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,750	7,385	7,385	7,385	7,385
②提供体制	9,750	7,385	7,385	7,385	7,385
③施設数	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

実施場所：高根沢第二幼稚園、たから保育園、陽だまり保育園



■施策No. 1-9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

新規

【★こども未来戦略】

令和8年度から全国一斉に、0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付が始まります。対象となる全ての子どもが利用できる「こども誰でも通園制度」の運用を前提として、既存の一時保育事業の運用をどのようにしていくかについても検討が必要です。

なお、令和8年度から公立保育所での実施を予定していますが、私立保育施設での実施については、今後検討していきます。



■量の見込みと確保の内容（人/日）

必要定員数【0歳】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	4	4	4	4
②提供体制	—	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0

必要定員数【1歳】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	4	4	4	4
②提供体制	—	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0

必要定員数【2歳】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	4	4	4	4
②提供体制	—	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0

実施場所：公立保育所

■施策No. 1-10 児童手当【★こども未来戦略】

拡充

令和6年10月分から高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までの児童を養育する保護者に対し、児童手当を2か月に1回（偶数月）給付しています。所得制限はありません。

○児童手当月額

	3歳未満	3歳以上高校生年代
第1・2子	1万5千円	1万円
第3子	3万円	3万円

■施策No. 1-11 こども医療費助成事業

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、出生から高校生年代までの医療費（保険適用分）と、入院時食事療養費（標準額）の自己負担分を助成しています。

■施策No.1-12 副食費・給食費減免事業

令和4年度から高根沢町独自の子育て応援として、保育所や認定こども園、幼稚園等に通うお子さんのうち、国や県基準の副食費免除の対象とならない世帯に対して、副食費の一部減免を開始し、保護者の負担軽減を図っています。

また、小中学校に通う児童生徒に対しても学校給食費の一部減免の実施と、食物アレルギー等により給食を停止している児童生徒の保護者に対して、学校給食費減免相当分の助成も行っています。

■施策No.1-13 健全育成事業（児童館）

児童館「みんなのひろば」と「きのこのもり」では、健全な遊びを通して子ども達が自ら考えて決断、行動し、責任をもつという独自性や自主性、社会性を身につけることができる場を提供しています。

■施策No.1-14 赤ちゃんふれあい交流事業

「思春期を迎える中学生に対して、自分の育ちを振り返り、命の尊さを考える機会を与える、子育て中の母親には、交流を通して成長した我が子の姿を想像することにより、子育てに明るい展望を持ってもらう」ことを目指して「命の授業」と「中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業」を実施しています。

■施策No.1-15 幼小の連携

幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携することで、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続するため、年間2回「幼小連携協議会」を開催し、地域ブロックごとに研修や交流を計画・実践し、幼小連携の推進を進めています。今後は、地域ブロックごとに幼小接続をさらに意識したカリキュラムを作成する必要があります。

■施策No.1-16 地域と学校の連携

各小中学校において年間2～3回「学校運営協議会」を開催し、地域の方々と学校経営計画等を共有し、育てたい子ども像の実現や学校の課題解決に向けて、地域とともに学校づくりを進めています。地域と学校がどのような連携ができるのかを明確にするため、具体的な協議テーマを設定することにより、課題解決に向けた効果的な「熟議」の場となるよう取り組んでいます。



4 親子の健康の確保と増進【基本目標2】



(1) 現状と課題

本町においても核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。特に乳幼児期は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、児童虐待などの問題が深刻化する場合があります。

そのため、子育て世代包括支援センター（NIKO♡NIKO 子育て相談室）では、妊娠期（母子健康手帳交付時）から出産・育児期へと継続的なサポートを行い、産後うつや児童虐待の早期発見及び産後ケア等のサービス利用により身体的、精神的な負担や不安の軽減につなげる事業を実施しています。

今後も、出産前から切れ目なく子育てを応援するため、関係機関や地域が連携し、妊産婦や子育て中の保護者を見守り支える体制を強化するとともに、特にサポートが必要な家庭に対しては、適切なケアを継続して行っていくことが求められています。

(2) 基本目標2に対する施策

■施策No.2-1 産前産後サポート事業

産前・産後は不安になりやすい時期でもあるため、妊娠中にNIKO♡NIKOルーム、出産後から産後4か月未満の産婦を対象に家族で参加できるNIKO♡NIKOサロンを実施し、育児不安等に早期に対応し、参加者間の交流を図ることで地域の中で孤立しない出産・育児ができるように努めています。また、新生児聴覚検査・産後2週間健診・産後1か月健診、生後1か月児健診の費用の助成も行なっています。

■施策No.2-2 妊婦等包括相談支援事業

新規

妊婦やその配偶者に対する伴走型相談支援事業として、妊婦が安全・安心に出産できるよう、妊娠8か月の妊婦アンケートを実施し、訪問や電話等で妊婦の相談に応じています。また、母子手帳アプリを活用したオンライン予約や情報提供等の充実に努めています。

■量の見込みと確保の内容（年間支援件数：回/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	615	615	600	600	600
②提供体制	615	615	600	600	600
②-①	0	0	0	0	0



■施策No.2-3 出産・子育て応援金【★こども未来戦略】

新規

全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援として妊娠届出時の面談と赤ちゃん訪問事業を実施しており、経済的支援として妊娠届出時と出生後に5万円の応援金の交付を一体的に実施しています。

■施策No.2-4 産後ケア事業

新規

育児のサポートが十分に受けられないために心身ともに休養が必要な方や、産後に心身の不調や育児不安がある方を対象とした「産後ケア事業」を実施し、利用料の助成を行っています。また、産後のサポート事業として産婦の生活をサポートするためにヘルパーを利用した際の費用を助成する「ヘルパー派遣事業」も実施しています。

■量の見込みと確保の内容（年間利用日数：日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	67	67	65	65	65
②提供体制	67	67	65	65	65
②-①	0	0	0	0	0

■施策No.2-5 妊婦一般健康診査事業

妊娠届時に妊婦健診の定期受診の重要性を伝え、健診受診を勧めています。出産前までの妊婦健診費用14回分（多胎は19回分）を助成しています。

■量の見込みと確保の内容（年間利用回数：回/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,300	2,300	2,260	2,260	2,260
②提供体制	2,300	2,300	2,260	2,260	2,260
②-①	0	0	0	0	0

■施策No.2-6 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

赤ちゃんが生まれた全家庭へ助産師や保健師等が訪問し、子育て支援・予防接種等に関する情報提供やアドバイスを行っています。

■量の見込みと確保の内容（年間訪問人数：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	195	195	195
②提供体制	200	200	195	195	195
②-①	0	0	0	0	0



■施策No.2-7 妊産婦医療費助成事業

妊娠の届出をした月の初日から出産をした月の翌月の末日までの妊産婦を対象に、病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費の一部を助成しています。

■施策No.2-8 乳幼児健康診査事業

疾病等の早期発見や成長・発達の評価、生活リズムの改善、育児相談を目的に、各種健康診査を行っており、4か月・10か月・1歳6か月・2歳・3歳児健診を各々毎月実施しています。また、未受診者への通知や家庭訪問など受診勧奨を徹底しているところです。

■施策No.2-9 不妊治療費助成事業

令和4年4月から不妊治療が公的医療保険の対象となりましたが、先進医療に位置付けられる不妊治療などは令和4年度以降も保険適用外であり、要件に年齢制限等もあることから、不妊に悩む方の経済的負担軽減を図るため、健康保険適用外の治療費用について、引き続き不妊治療費の一部助成を実施しています。

■施策No.2-10 任意予防接種事業

疾病予防及び接種費用の負担軽減を図るため、法定外予防接種に要する費用の一部を助成しています。任意接種のインフルエンザの予防接種については、中学3年生まで費用の一部を助成しており、風しん抗体価が低く妊娠を希望する女性や配偶者に対しても費用の一部を助成しています。



■施策No.2-11 子育て情報の発信と手続きのデジタル化の推進

子育て情報誌「子育て応援隊」を毎年発行し、町内施設や子育て関連窓口に配置していますが、赤ちゃん訪問時にも各家庭に配付しています。また、母子手帳アプリにより、年齢毎に必要な手続きや子育てに必要なお知らせ、イベント情報等を随時発信しています。

今後は、子育て家庭などが抱える様々な手間や負担を少しでも軽減できるよう、各種申請手続きや受診予約等がスマートフォンやパソコンから手軽にできるよう手続きのデジタル化やマイナンバーを活用した取り組みを推進します。



■施策No.2-12 子育て相談

子どもの発育や発達、子育ての悩みや心配事があるときに、安心して気軽に相談できるように各機関が子育て相談窓口として、子育ての相談や必要に応じた支援を行なっています。子育て相談は、こどもみらい課（こども相談員）・保健センター・子育て支援センター・保育所等で行っています。

■施策No.2-13 家庭教育学習

栃木県の研修を受講した「家庭教育オピニオンリーダー」が、親子交流会等の企画運営や子育ての悩みについての相談を行っています。また、「家庭教育支援プログラム」の指導者を養成し、毎年町内の小学校の就学時健康診断で「親学習プログラム」を実施するなど、生涯にわたる学習の基盤として、家庭教育の充実に努めています。

■施策No.2-14 食育、地産地消

「食育、地産地消推進行動計画」に基づき、地産地消を推進するとともに、食育をとおして心身の健康増進を図ります。早期からの食育指導として、幼稚園・保育所を巡回する幼児栄養教室や夏季休業時には、小中学生の栄養相談を実施しています。

食の大切さを感じる主な取り組みとして、教育・保育施設等においては、季節の野菜作りや芋ほりなどの農業体験、料理体験を実施しています。

学校給食の地場農産物の利用については、産業課やJA しおのや等の関係機関の協力を得ながら新規協力者の開拓を行い、地場農産物の利用拡大を目指します。



5 子育てしやすい安心安全な生活環境や職場環境の充実【基本目標3】

(1) 現状と課題

アンケート調査結果から「子育て支援でもっと力を入れて欲しいもの」について『子どもが安心して遊べる場所が欲しい』『公園や歩道の整備をして欲しい』が上位を占めています。このようなことから、子育てしやすい安心安全な生活環境の対策として、公共空間のインフラ整備や防犯体制の整備など、子どもや妊婦、乳幼児を連れた人が安心して外出できる環境や安全な子育て環境の整備を推進しています。また、子育てに関する手続きのデジタル化を推進し、子育て家庭の利便性の向上に取り組みます。今後も、子どもや子育てする人のことを考え「こどもまんなかまちづくり」に取り組めます。

職場環境については、国において「働き方改革」により仕事と子育ての両立支援策に力を入れていますが、アンケート調査結果からも前回計画よりは増加傾向にありますが、男性の育児休業の取得率は低く、制度はあっても利用しづらい職場環境があることが伺えます。また、依然として家庭内において育児負担が女性に集中する「ワンオペ」の実態があります。

このような状況を変えるため本町としても、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を推進していきます。



(2) 基本目標3に対する施策

■施策No.3-1 子育てバリアフリー

公共施設について、率先して敷地内禁煙の実施を継続するとともに、子育て世帯の外出支援と、地域における子育てを応援するため、町内の搾乳・授乳やおむつ替えが可能な施設として「赤ちゃんの駅」設置に取り組んできました。

今後は、新庁舎整備事業等において、妊婦や子育て家庭が施設を利用しやすくなるよう、必要な施設・設備の導入の検討を進めていきます。

■施策No.3-2 安心・安全な学校づくり

安心・安全な学校づくりのため、学校安全体制の整備や学校施設の適切な維持管理・運営を進めます。また、学校施設の環境改善のために施設改修や体育館への冷風機導入などを進めていきます。



■施策No.3-3 スクールバス運行事業

児童の安全な登下校を確保するため、全区を対象に小学校への通学距離が2km以上の児童をスクールバスで送迎しています。

■施策No.3-4 通学路安全プログラム

交通安全に防犯の観点を加え、通学路のほかスクールバス停留所などの危険箇所も対象に、小中学校・地域安全課・都市整備課・さくら警察署・県矢板土木事務所等と連携して毎年度合同点検を実施し、必要な安全対策を実施しています。



■施策No.3-5 自主防犯活動

児童生徒の登下校等の安全確保のため、自主防犯団体協議会等での連携を図りながら、交通指導員、スクールガード、保護者、教職員、教育委員会事務局職員などが協力して見守りや巡回等の活動を実施しています。

今後は、スクールガードの高齢化による登録人数の減少などが課題となっていることから、新たな協力体制の構築が必要となっています。

■施策No.3-6 交通安全・防犯・防災への意識啓発

保育所等での不審者避難訓練、小学校での交通安全講話、小中学校へのAED・防犯カメラの設置、新小学1年生への防犯ブザー配付を実施しています。小中学校において、防災士と共同でマイタイムライン講座等の防災教育を実施しています。

■施策No.3-7 企業への働きかけ

栃木県と共同で「とちぎ女性・高齢者等新規就業支援事業」の女性とシニアのための個別相談会を開催し、結婚や出産、育児に伴い一度離職したが再就職したい方々への働きかけを行っています。

男性の育児休業取得を促進するための企業への働きかけについては、国や県と連携しながら積極的にPRしていきます。



6 支援を必要とする子どもと子育て家庭へのサポート体制の充実【基本目標4】

(1) 現状と課題

貧困の状況にある子どもや虐待を受けている子ども、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者（ケアリーバー）、ひとり親家庭の子どもなど、多様な支援ニーズを有する子どもや若者が増えており、これらの子どもやその家庭に対してよりきめ細かい伴走型支援の対応を行う必要があります。

子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、本町においても令和6年度から子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担う「こども家庭センター」を設置したところです。第三期計画においても、「こども家庭センター」が中心となり支援を必要とする子どもと子育て家庭へのサポート体制を構築します。

※こども家庭センター…「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を一本化した支援機関



(2) 基本目標4に対する施策

■施策No.4-1 こども家庭センター

新規

児童福祉分野の「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」の両分野の一体的な運営を行うため、こどもみらい課（児童福祉）に配置した統括支援員が中心となり、こども相談員と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施しています。

こどもみらい課においては、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整を行うために「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年度から設置しており、こども相談員として専門的な資格をもつ職員を常時2名配置しています。また、児童相談所やその他の関係機関等との連絡調整を行う調整担当者を配置し、「要保護児童対策調整機関」の機能も担っています。

身近な相談機関として、母子保健（保健センター）と児童福祉（こどもみらい課）が一体的に連携しながら、保健師や助産師、こども相談員などの専門職が相談に応じ、切れ目のない横断的な継続支援を目指します。



■施策No.4-2 養育支援訪問事業

妊娠や子育てに不安をもち、支援が必要な家庭において、過度の負担がかかる前の段階に安定した養育ができるよう、こども相談員や保健師が家庭訪問により適切な育児相談や支援等を行っています。

■量の見込みと確保の内容（年間訪問人数：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64	64	64	64	64
②提供体制	64	64	64	64	64
②-①	0	0	0	0	0

■施策No.4-3 親子関係形成支援事業

新規

「子育て世代包括支援センター」では、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し「りんご教室」や「らいおん教室」を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図っています。

■量の見込みと確保の内容（年間参加親子数：組/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②提供体制	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

■施策No.4-4 子育て世帯訪問支援事業

新規

令和6年度から家事や育児等に対して不安や負担を抱える18歳（高校3年生）までの子どもがいる家庭を対象に、町が委託する事業所のヘルパーが自宅を訪問し、日中の家事や育児等をサポートする事業を開始しました。

■量の見込みと確保の内容（年間利用人数：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②提供体制	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0



■施策No.4-5 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害又は事故、精神的又は身体的な理由等で子どもを一時的に養育できない場合に、子どもを預かる事業です。町内に実施施設はありませんが町外の児童養護施設等6か所に委託しています。

■量の見込みと確保の内容（年間利用人数：人/年）

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	28	28	28	28
②提供体制	28	28	28	28	28
③施設数	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

委託場所：養徳園、氏家養護園、済生会宇都宮乳児院、わかくさ、きずな、明和園

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり子どもを養育することが困難となった場合に、子どもを預かり生活指導、食事の提供等を行う事業です。町内に実施施設はありませんが町外の児童養護施設2か所に委託しています。



■量の見込みと確保の内容（年間利用人数：人/年）

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②提供体制	5	5	5	5	5
③施設数	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

委託場所：養徳園、氏家養護園

■施策No.4-6 児童虐待防止

児童虐待が疑われるケース等については要保護児童対策地域協議会ケースとして管理し、毎月1回の実務者会議にて情報共有・援助方策等の見直しをします。また、困難事案については個別ケース検討会議を適宜開催し、援助方針の見直しや役割分担の協議等をし対応にあたります。また、毎年1回、協議会の代表者による代表者会議を開催し、協議会システム全体の検証・活動状況に関する評価を行っています。



■施策No.4-7 子どもの権利擁護

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に学校や保育施設等へ児童虐待防止に関するポスター配布や広報紙への記事掲載により児童虐待の未然防止に努めています。また、町文化祭に「特定非営利活動法人次世代たかねざわ」を中心に、民生児童委員の協力のもと、児童虐待防止啓発グッズ等を配布し、早期発見・早期対応を広く周知しています。

また、ヤングケアラーに関わる幅広い関係者に対し、ヤングケアラーやその取り巻く環境、課題について理解を深め、早期に把握して支援につなげるため、定期的に研修会も開催しています。

■施策No.4-8 早期発達支援事業

発達面に課題があるお子さんを対象に「こども相談」、言語面に課題があるお子さんを対象に「ことばの相談」を実施しています。また、全年中児を対象に「5歳児のびのび相談」を実施し、就学後スムーズに学校生活が送れるように町内幼稚園・保育所等への巡回相談を行っており、年長児を対象に支援教室も実施しています。

■施策No.4-9 障がいのある子どもに関する相談

教育委員会では、より良い教育環境を考えるため、就学相談を随時行っています。また、保育所等では、障害のある児童のために必要に応じて加配保育士を配置しており、令和7年度から児童発達支援センターが開所することから、児童発達支援センターによる支援を活用していきます。

■施策No.4-10 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

現在の主な取組は、教育を応援するための「学びの教室」の実施であり、要保護世帯や準要保護世帯などの児童・生徒に対し、学習や進学などの助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図っています。

また、生活困窮等の理由で食べ物に困っている方へ食糧を無償提供する活動として「フードバンクたかねざわ」を運営している高根沢町社会福祉協議会と連携しながら、貧困やネグレクト等により十分な食事をとることができない子どもへ食糧を提供しています。



■施策No.4-11 ひとり親家庭への応援

自立のための就労の応援として、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ハローワーク宇都宮の臨時窓口を設置し、ひとり親家庭に対する就業支援を行っています。また、相談に応じて母子家庭等自立支援教育訓練給付金や貸付金などの栃木県が実施する事業を案内しています。

■施策No.4-12 実費徴収補足給付事業

幼稚園の利用者のうち、国基準（年収360万円未満相当、小学校3年生から数えて第3子）の対象となる低所得で生計が困難である者等の副食費を公定価格（令和6年度4,800円）の上限まで免除しています。

■施策No.4-13 多子世帯保育料等減免事業

拡充

国基準の保育料免除の対象とならない実質第3子以降の保育料については、これまでも栃木県の事業と合わせて免除していましたが、令和6年10月から第2子の保育料の免除も開始しています。なお、幼児教育・保育の無償化の始まった令和元年10月からは、実質第3子以降の幼稚園・保育所等の副食費の免除も実施しています。

■施策No.4-14 就学援助

経済的困難を抱える保護者の負担を軽減するため、学校で必要な費用の一部を助成しています。認定基準となる収入要件を、生活保護基準の1.5倍に拡大して受給範囲を広げ、支援の充実を図っています。

■施策No.4-15 教育相談

町独自にスクールカウンセラー4名、スクールソーシャルワーカー1名を配置し、児童生徒・保護者・教職員への相談支援を実施しています。





相談体制

★ 施策No.4-1 **こども家庭センター** (こ 保)

- 子ども家庭総合支援拠点…子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、子ども家庭等に関する相談全般に応じます。
- 子育て世代包括支援センター (NIKO♡NIKO 子育て相談室) …子育てや子どもの発育・発達等に関する悩みを解消するための相談を行います。母子手帳の交付や産前サポート、NIKO♡NIKO サロンや各種教室等も実施しています。

施策No.1-5、1-6 **子育て支援センター事業・利用者支援事業** (こ)

施策No.4-9 **障がいのある子どもに関する相談** (こ 学 健 保)

施策No.4-15 **教育相談** (学)

教育相談…スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員による相談を行います。

7 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

町では、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行を支援し、令和2年度に「陽だまり保育園」、令和4年度に「たから保育園」を保育所型認定こども園に移行しました。

また、新制度に移行していない「高根沢第二幼稚園」については、令和6～7年度に施設整備を実施するとともに、令和8年度に幼保連携型認定こども園に移行する予定となっています。

なお、本町では、認定こども園や保育所、小規模保育施設の子ども・子育て支援の質の確保や向上、相互連携のために毎月1回定例の園長会議を実施しています。

また、小規模保育施設が0～2歳までの保育施設であることから、連携施設へのスムーズな接続が可能となるよう町も協力するとともに、認定こども園・保育所と小学校の連携についても幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続するため、引き続き「幼小連携協議会」を開催し、幼小連携の推進を進めていきます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、新制度に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となったことから、公正かつ適切な給付を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等に努めています。

なお、法定代理受領により特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合や、償還払いにより保護者に対して預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料を給付する場合には、給付回数を月1回ペース（申請の翌月に給付）としています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の質の確保・向上に向け、施設等に関する各種情報の共有や関係法令に基づく指導への協力等について、栃木県との連携を図っていきます。



第4章 推進体制

1 計画の推進に向けて

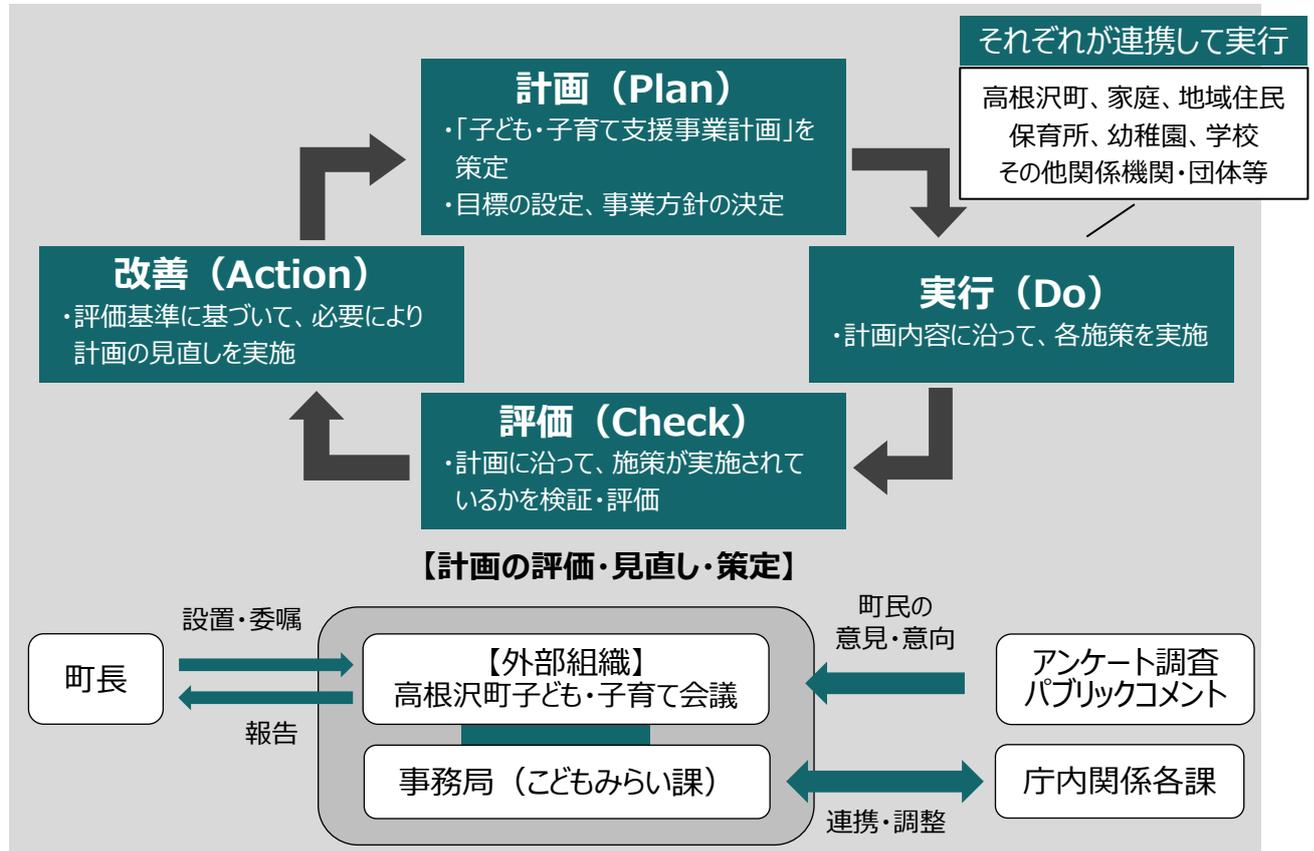
本計画の推進にあたっては、町全体として子ども・子育て支援に取り組むことが求められていることから、町内関係機関と連携して横断的に取り組んでいきます。また、本計画で示した基本理念や考え方、各種取組について広く周知していくことが重要であることから、広報紙やホームページ等を活用して住民への周知・啓発に取り組めます。

なお、今後は、こども基本法により国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を策定する必要があることから、新たに子どもや若者等の意見を聴取する機会を設け、子どもや若者等の意見を反映した「高根沢町こども計画」を本計画と一体的に策定し、「こどもまんなか社会」を推進していきます。



2 計画の評価・検証

計画の評価・検証は、各種施策及び本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルを活用します。また、計画の進捗については、高根沢町子ども・子育て会議において確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。





資料編

資料編.....	33
Ⅰ 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	33
1. 統計にみる高根沢町の状況.....	33
2. 令和5年度子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要.....	43
Ⅱ 高根沢町子ども・子育て会議条例.....	56
Ⅲ 高根沢町子ども・子育て会議委員名簿.....	58
Ⅳ 高根沢町子ども・子育て支援事業計画の策定経過.....	59



I 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 統計にみる高根沢町の状況

(1) 人口

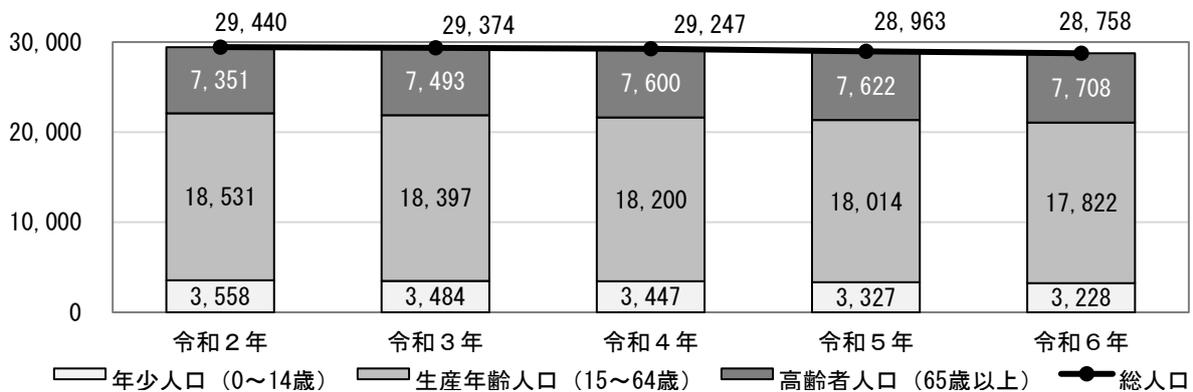
■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和6年で28,758人と、令和2の29,440人と比べて682人の減少となっています。

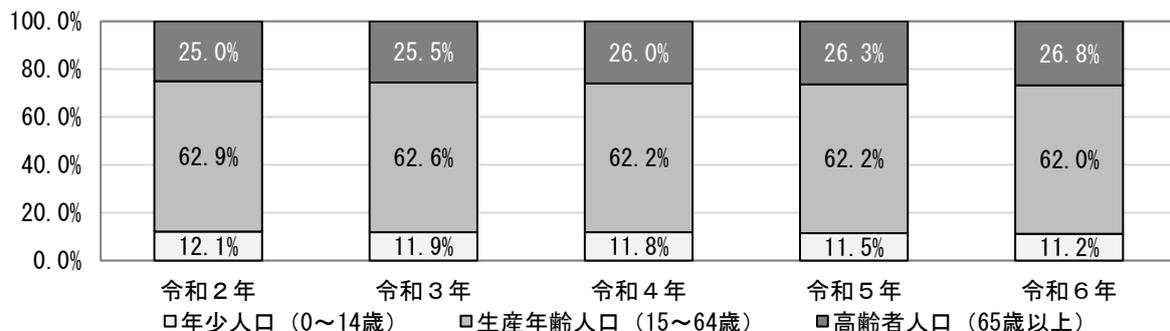
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は3,228人と、令和2年の3,558人と比べて330人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年で年少人口が11.2%、生産年齢人口が62.0%、高齢者人口が26.8%となっています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：令和6年度版「将来人口の推計について」

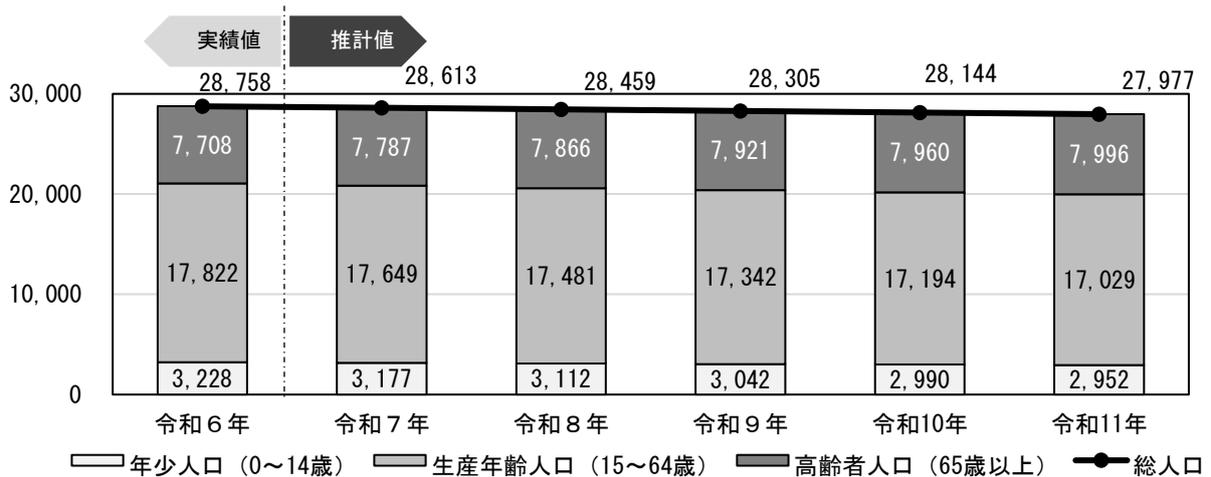
※令和6(2024)4月1日の住民基本台帳人口を使用(外国人を含む)

■ 年齢3区分別人口推移の推計値

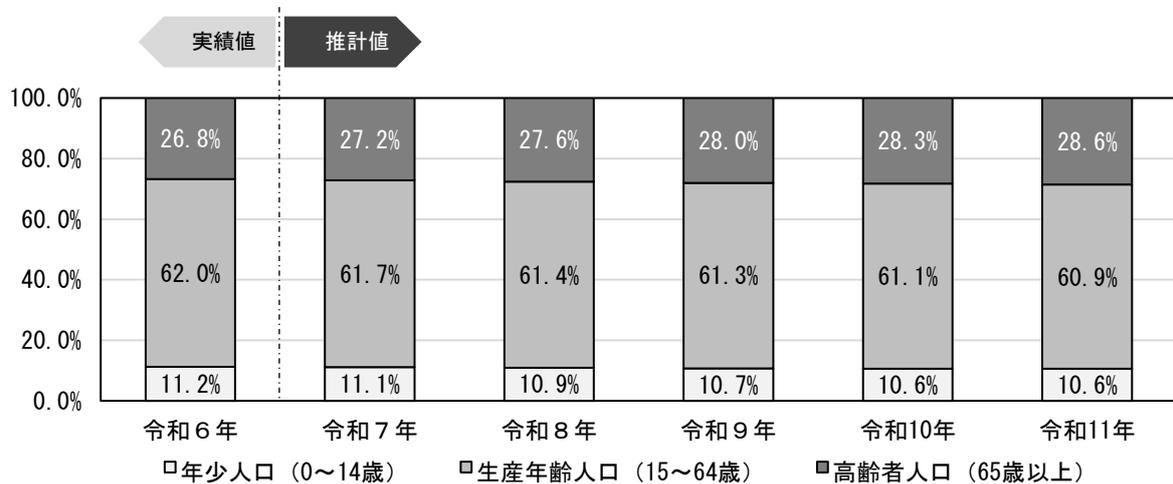
本町の人口推計を見ると、令和11年には、総人口が27,977人で、年少人口が2,952人となることが予測されます。

年齢3区分別人口の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和11年には高齢化率は28.6%と予測されます。

【年齢3区分別人口推移の推計値】



【年齢3区分別人口構成比】

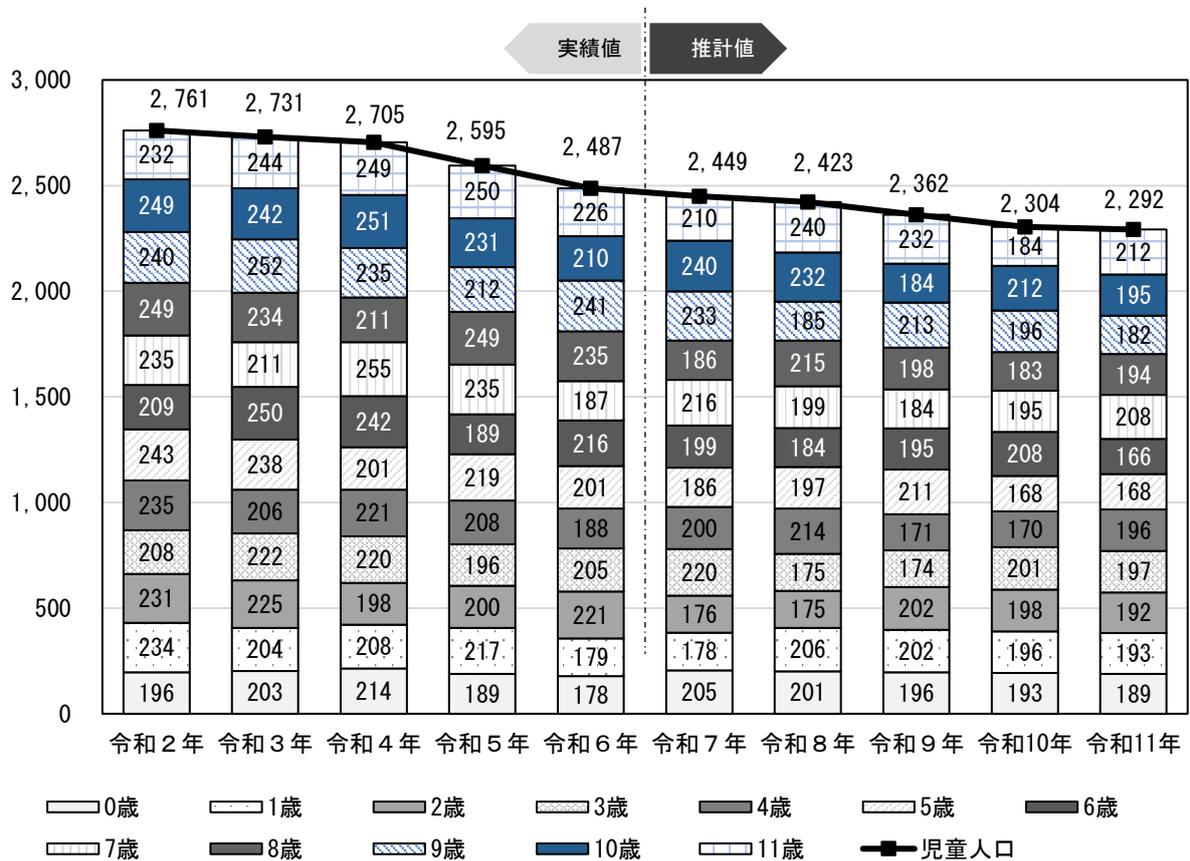


資料：令和6年度版「将来人口の推計について」
 令和7年以降は、過去5年間の住民基本台帳人口から、各年における男女別、各歳別の変化率を求めて、平均値を算出し、コーホート変化率法により推計した推計値。
 ※単位未満は四捨五入してあるため、構成比が100.0%にならない場合があります。

■ 0～11歳児童人口推移の推計値

本町における11歳までの将来の児童数は、令和11年には2,292人となることが予測されます。本計画期間である令和7年から令和11年までの5年間で157人程度の児童が減少すると予測されます。

【0～11歳児童人口推移の推計値】



資料：令和6年度版「将来人口の推計について」
 令和7年以降は、過去5年間の住民基本台帳人口から、各年における男女別、各歳別の変化率を求めて、平均値を算出し、コーホート変化率法により推計した推計値。

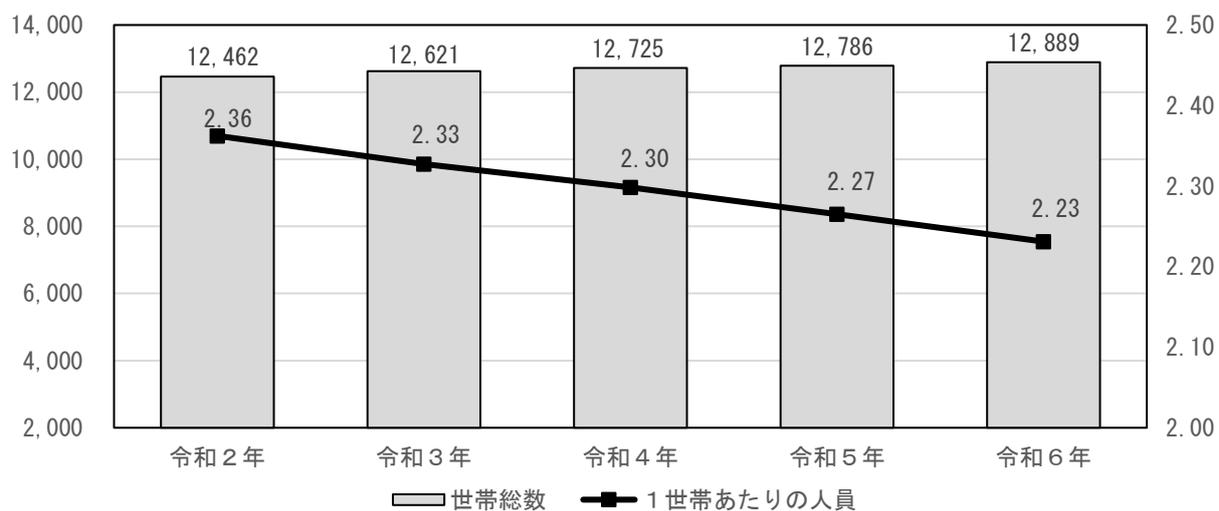


■世帯数と1世帯あたりの人員の推移

本町の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で12,889世帯と、令和2年の12,462世帯と比べて427世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は2.23人/世帯となっています。

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

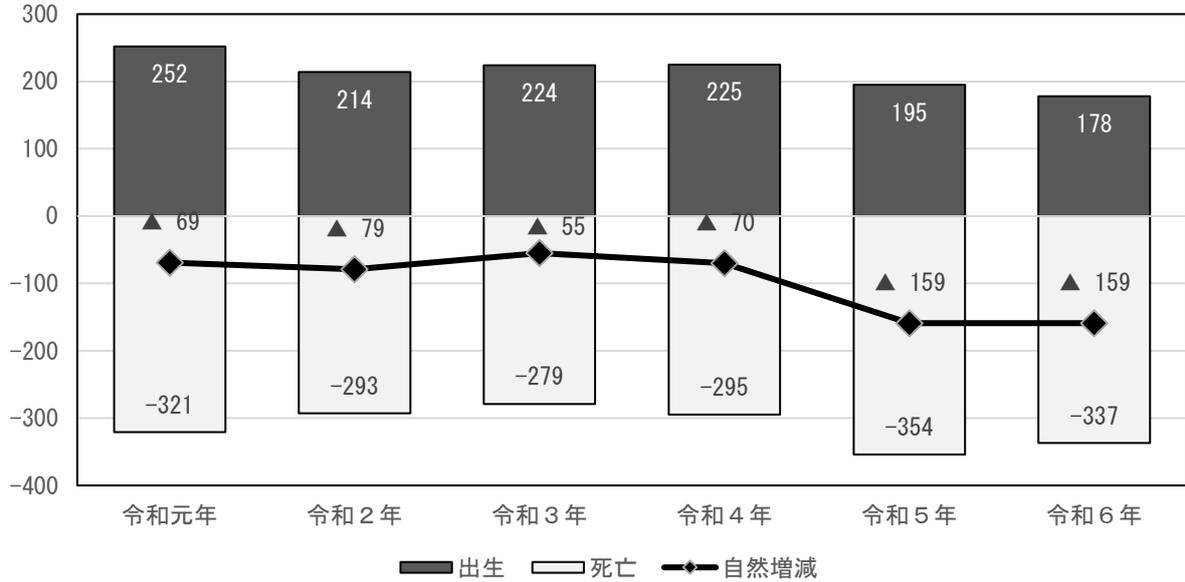


(2) 人口動態の推移

■ 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、令和元年以降マイナスで推移しており、令和6年は159人のマイナスとなっています。

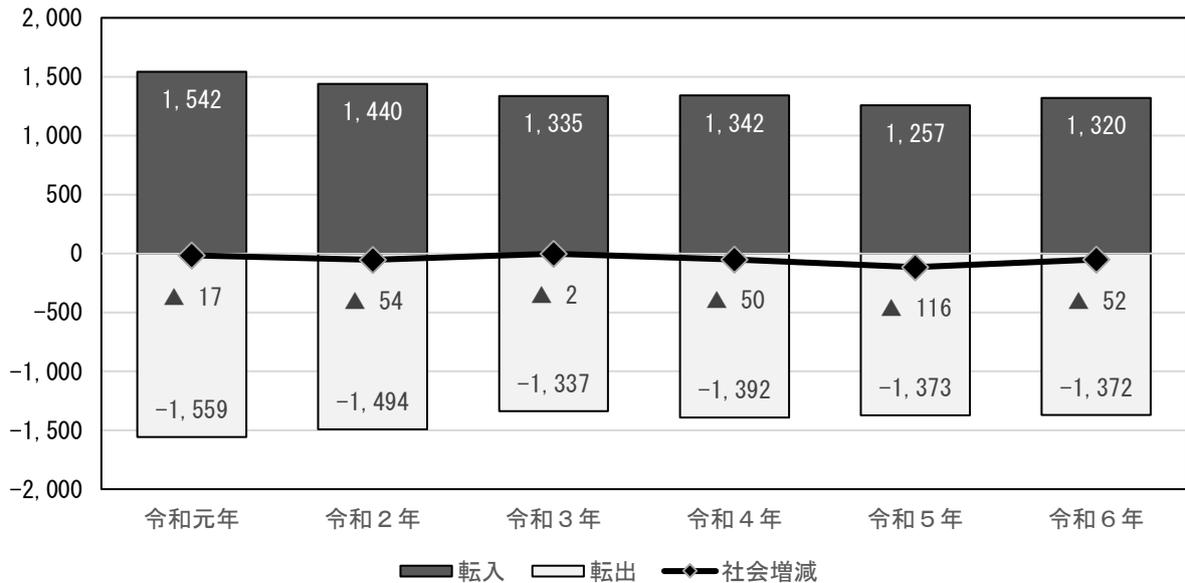
【出生数及び死亡数の推移】



■ 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、令和元年以降マイナスで推移しており、令和6年は52人のマイナスとなっています。

【転入者数及び転出者数の推移】



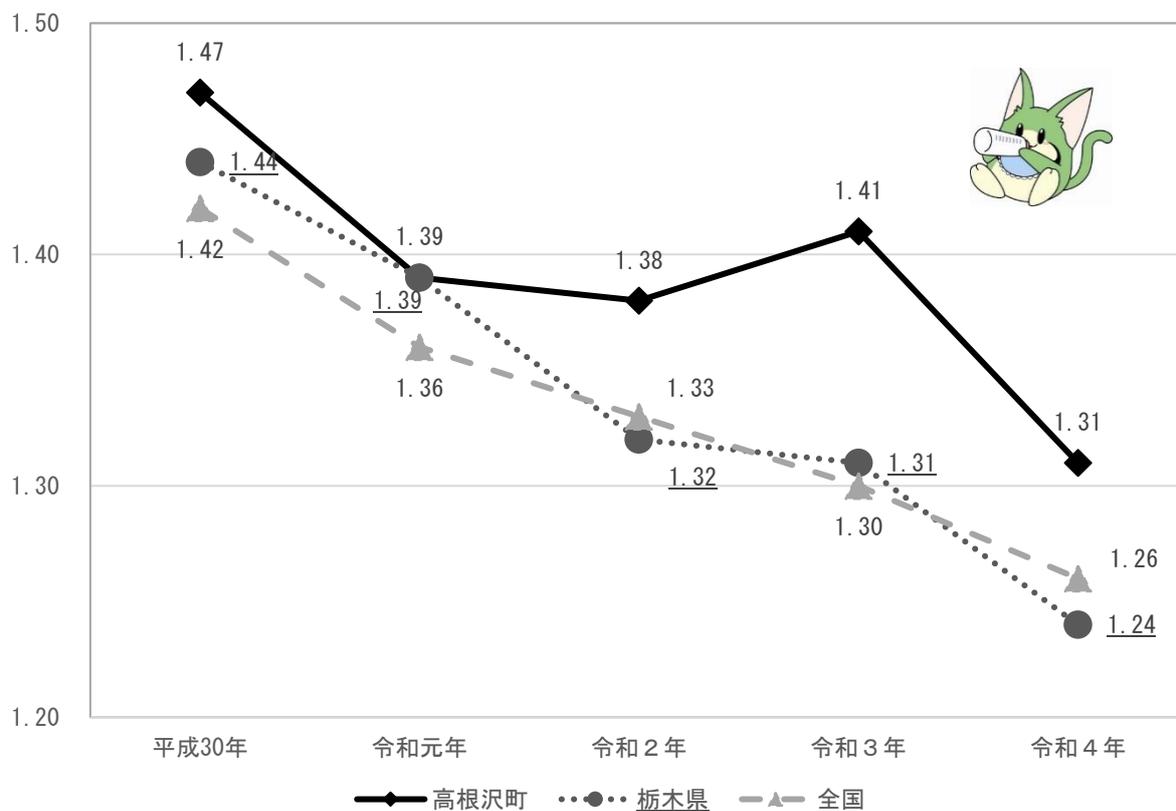
資料：令和6年度版「将来人口の推計について」※住民基本台帳人口の月別積上（各年4月1日現在）

※令和6年（令和5年4月から令和6年3月までの月別積上）

■ 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、国や県の平均を上回って推移していますが、令和4年には1.31に低下しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：令和6年度版「将来人口の推計について」、厚生労働省「人口動態統計の概況」



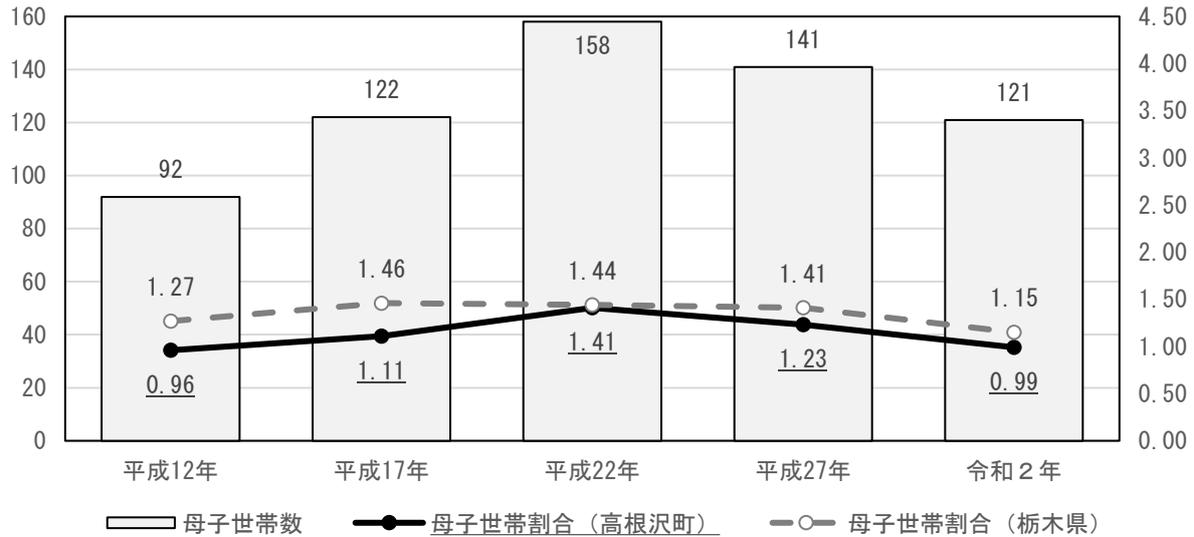
(3) 家族の状況

■ひとり親世帯数の推移

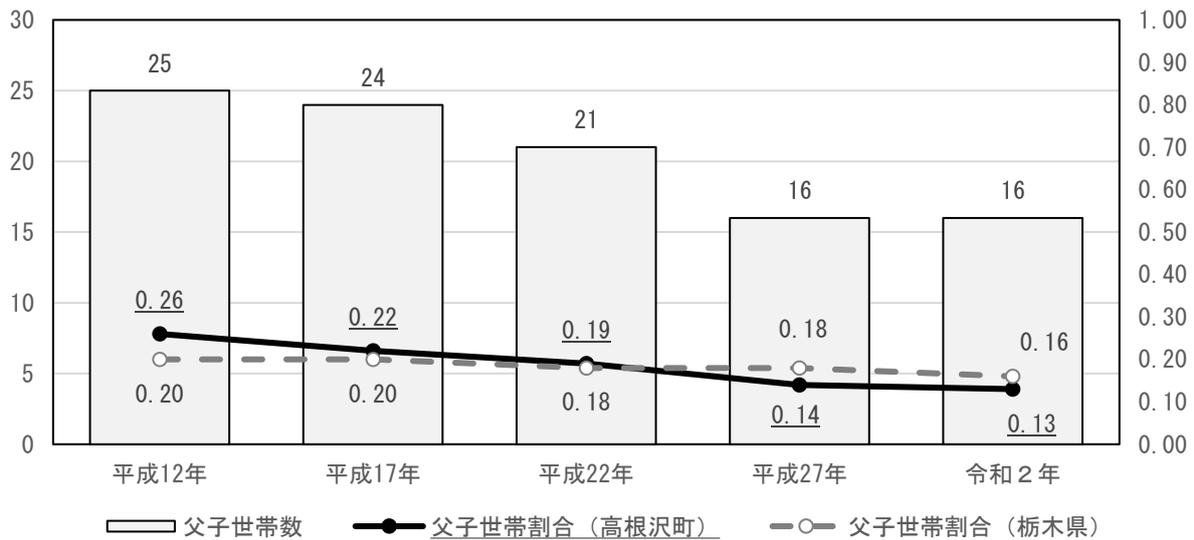
本町の母子世帯数は、令和2年で121世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で0.99%となっており、栃木県を下回る割合となっています。

本町の父子世帯数は、令和2年で16世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.13%となっており、栃木県を下回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】

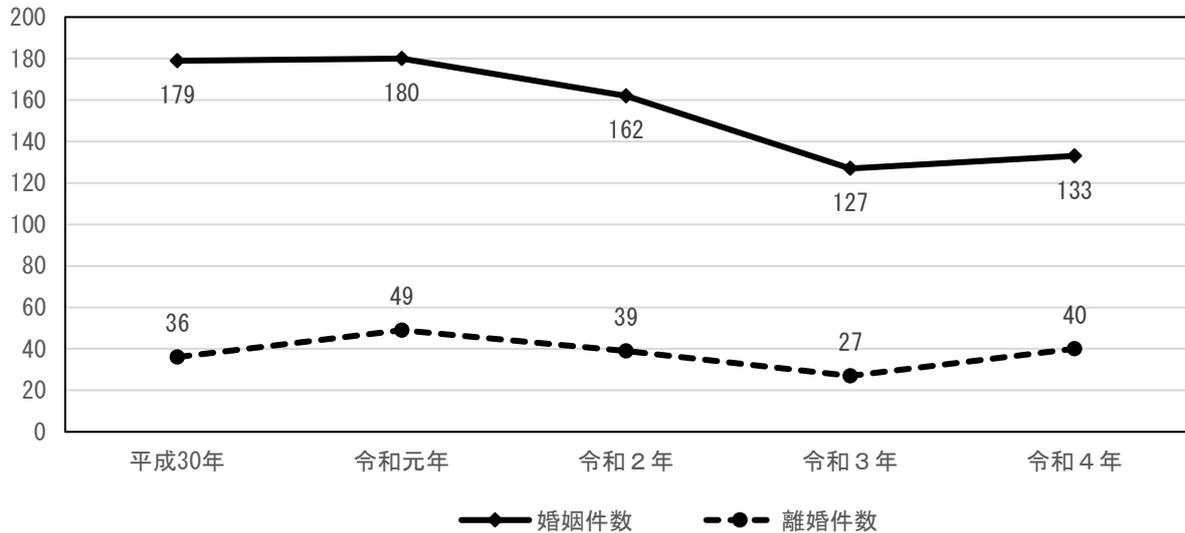


資料：国勢調査結果（総務省統計局）

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和4年で133件と平成30年の179件と比べて46件の減少となっています。離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、令和4年で40件となっています。

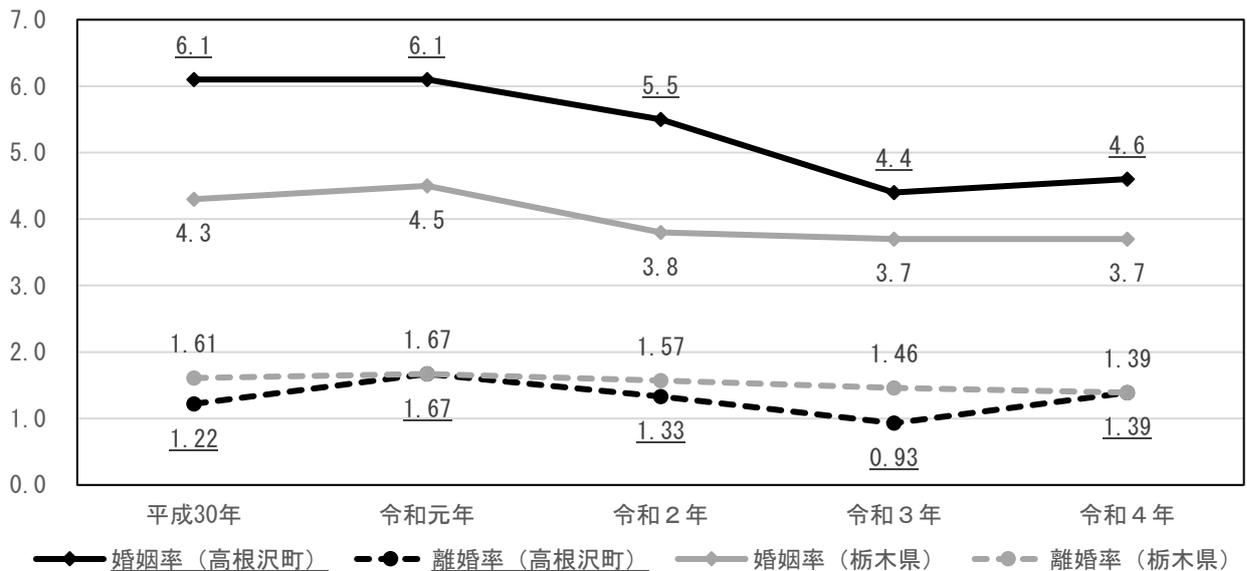
【婚姻件数・離婚件数の推移】



■ 婚姻率・離婚率の推移

本町の婚姻率は、栃木県を上回る数値となっていますが、令和4年で4.6となっており、減少傾向にあります。離婚率は、令和4年で1.39となっており、栃木県と同率となっています。

【人口千対の婚姻率・離婚率の推移】



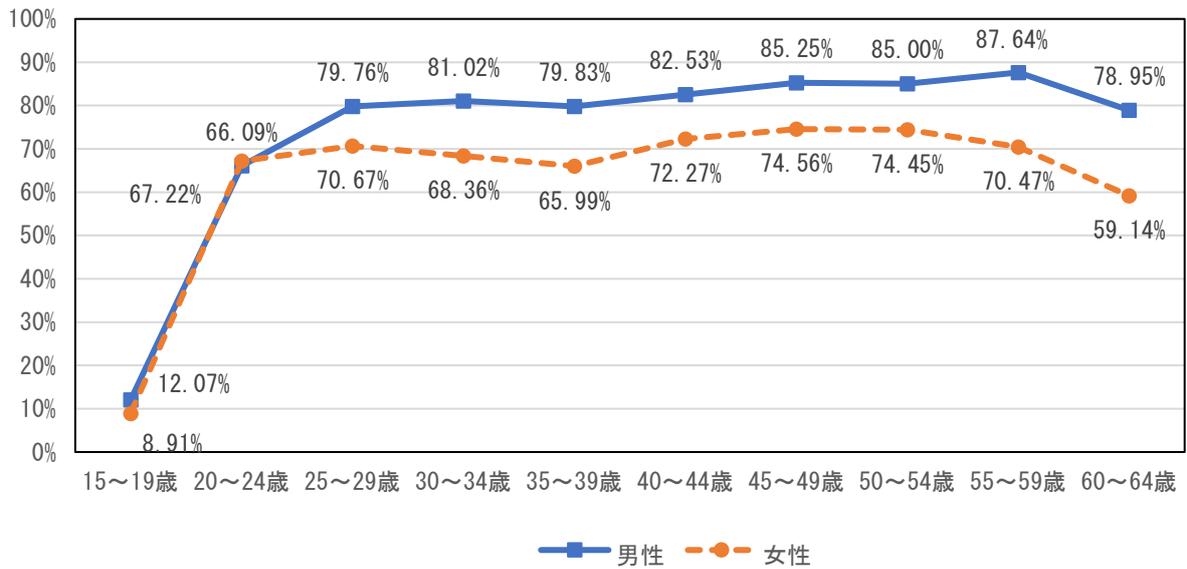
資料：栃木県人口動態統計

(4) 就労状況

■ 就業率

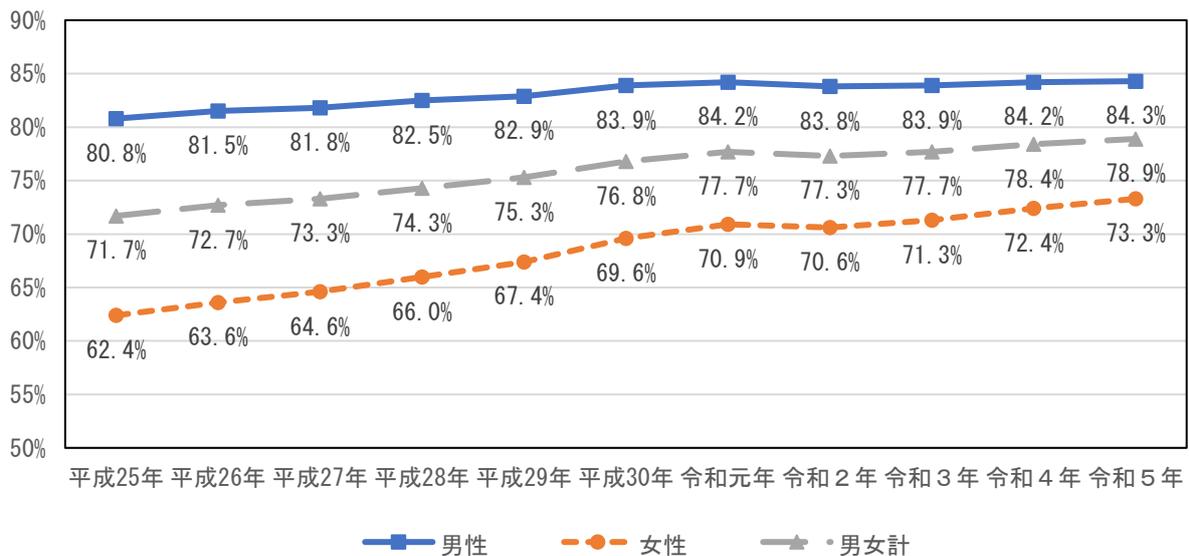
就業率は、近年男女ともに上昇傾向にあります（参考：全国生産年齢人口の就業率の推移）。本町の実業率においても、男性の実業率が女性よりも多い傾向にあり、女性については、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」の傾向が見られますが、以前よりもカーブは浅くなっています。

【生産年齢人口の実業率の推移】



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

【全国生産年齢人口の実業率の推移】

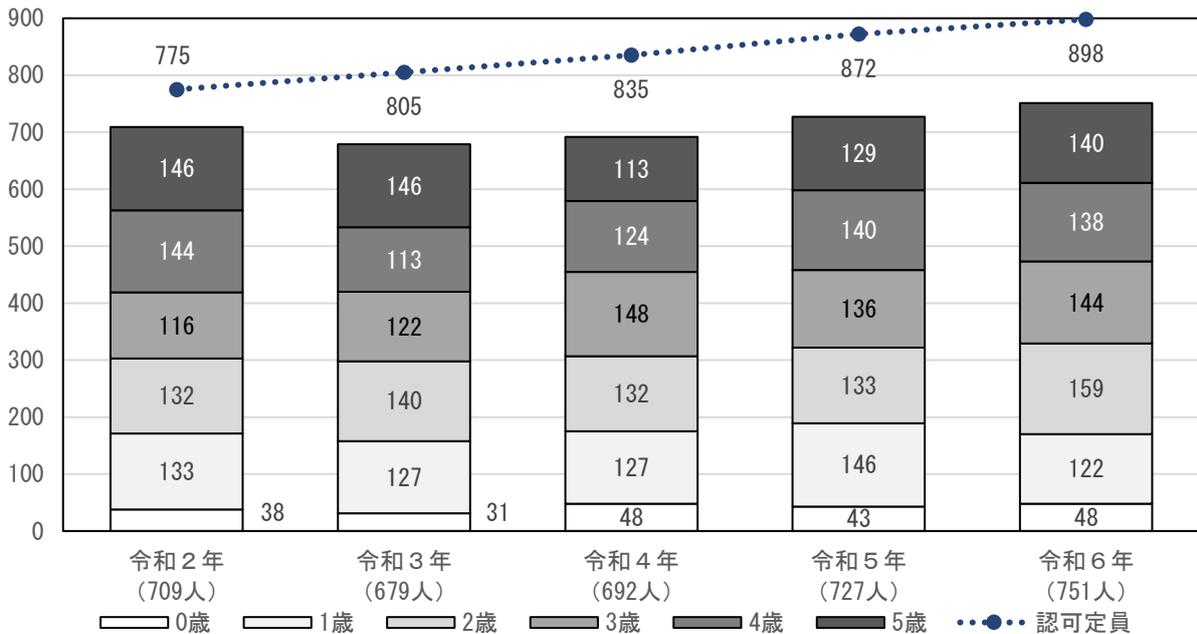


資料：令和5年労働力調査結果（総務省統計局）

(5) 町内保育施設の入園状況

令和6年5月現在、町内には保育所が5か所、認定こども園が2か所、小規模保育施設が3か所あります。令和2年以降保育所2か所が認定こども園に移行し、小規模保育施設が2か所増えています。また、保育施設の整備等により、認可定員も年々増加しています。令和3年以降入園児童数は増加傾向で推移しており、令和6年5月の入園者数は、751名（うち26名は1号認定（教育標準時間））となります。

【年齢別保育施設入園児童数の推移】

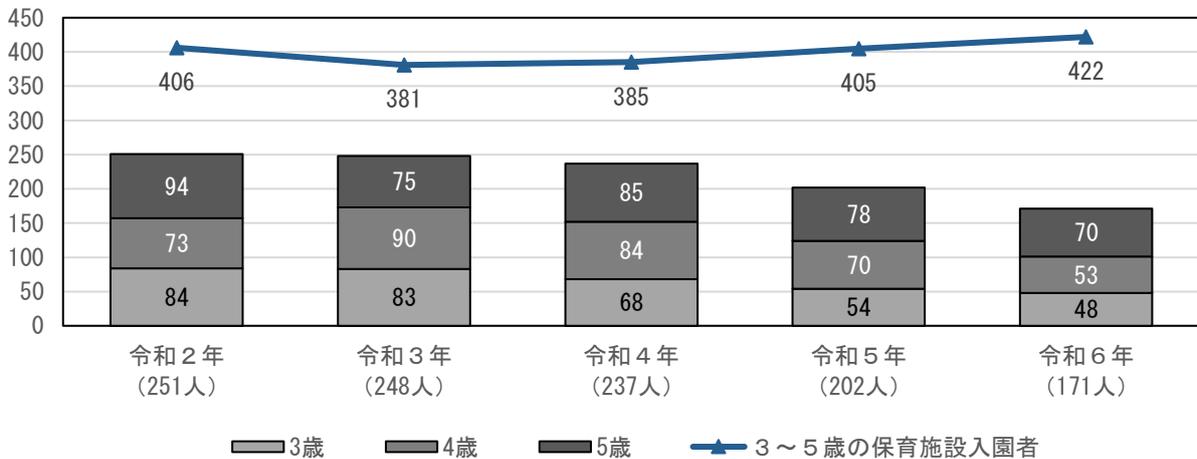


資料：高根沢町こどもみらい課（各年5月1日現在）

(6) 町内幼稚園の入園状況

私立幼稚園1か所（認可定員 385）のみ運営しており、入園児童数は減少傾向で推移し、令和6年は171人と、令和2年の251人と比べて80人の減少となっています。要因としては、児童数の減少及び保育施設入園を希望する児童の増加によるものです。

【年齢別幼稚園入園児童数の推移】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

2. 令和5年度子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

「第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

■ 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童調査	900人	無作為抽出した町内在住の就学前児童の保護者
②小学校児童調査	600人	無作為抽出した町内在住の小学校児童の保護者

■ 実施概要

- 調査地域：高根沢町全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：WEB（LoGo フォーム）形式
- 調査期間：令和6（2024）年1月15日～令和6（2024）年1月31日



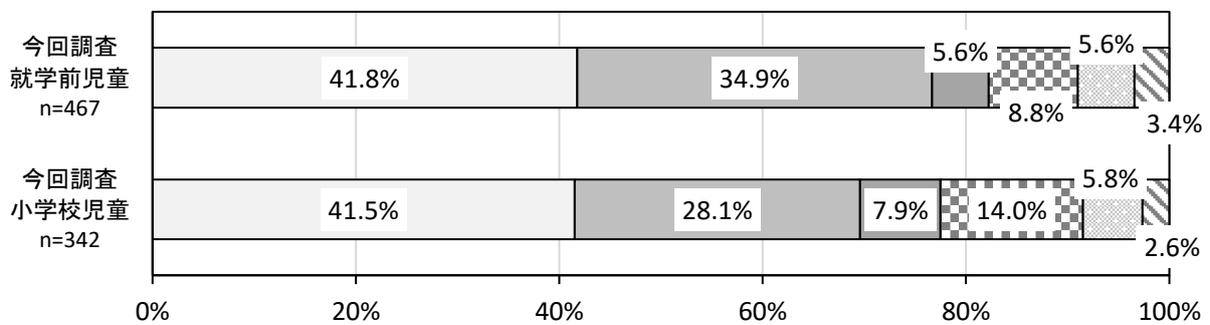
■ 回答結果

調査区分	調査依頼書配布数	回答数	回答率
①就学前児童調査	900人	467件	51.9%
②小学校児童調査	600人	342件	57.0%
合計	1,500人	809件	53.9%

※調査結果の概要に記載のある「前々回調査」とは、第一期計画策定の基礎調査として平成25年度に行った調査、「前回調査」とは、第二期計画策定の基礎調査として平成30年度に行った調査を指します。

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、前々回・前回調査の無回答は除いて記載しています。

■ 回答地区の割合

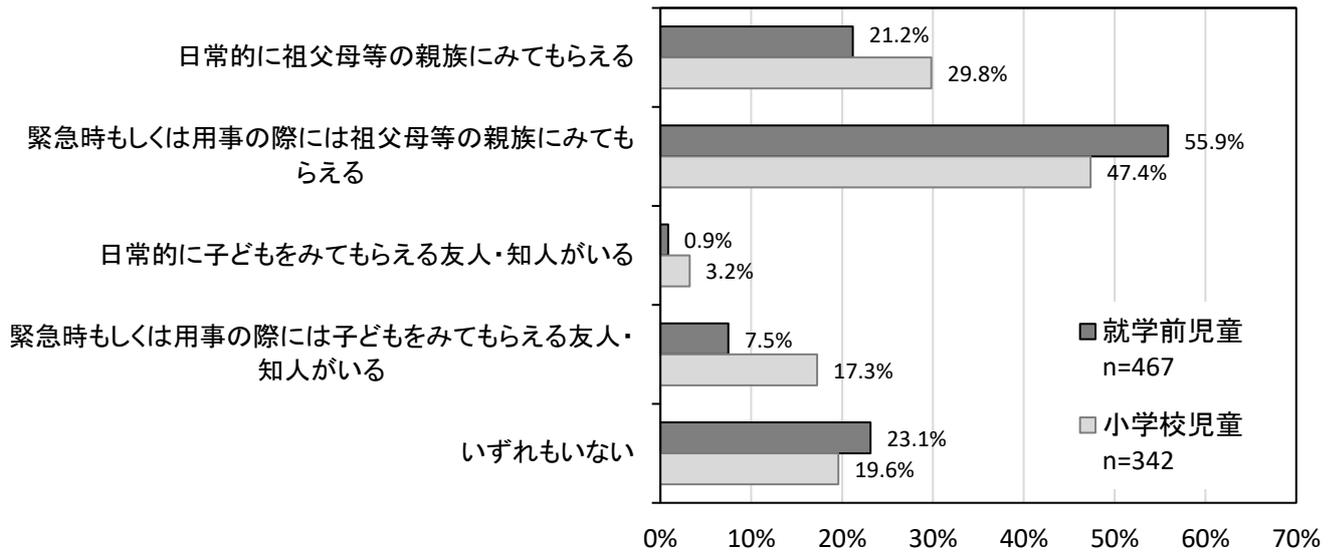


□ 阿久津小学校区内 □ 西小学校区内 □ 北小学校区内 □ 中央小学校区内 □ 東小学校区内 □ 上高根沢小学校区内

(2) 調査の結果概要

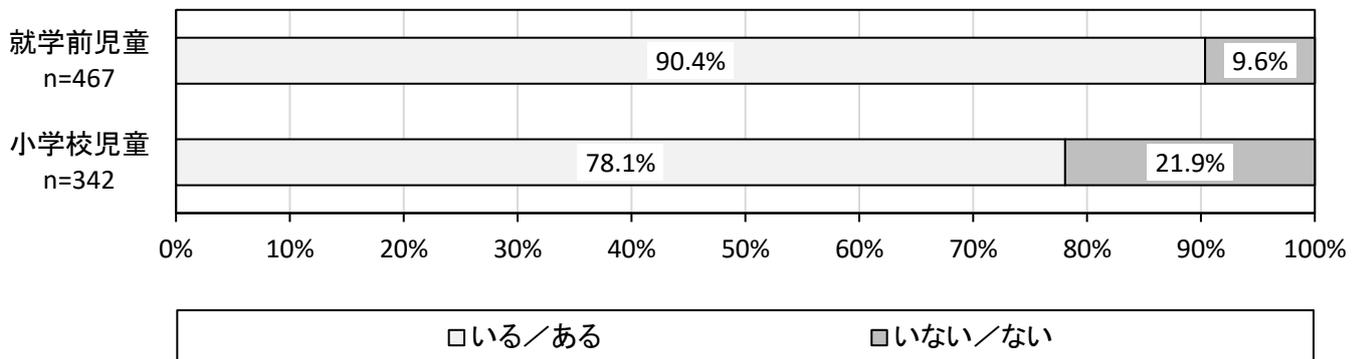
■ 子どもをみてもらえる方について

子どもをみてもらえる方は、就学前児童、小学校児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。一方、「いずれもない」という回答は、就学前児童で23.1%、小学校児童で19.6%となっています。前回調査は就学前児童で14.6%、小学校児童で15.0%でしたので、「いずれもない」という回答が増加しています。



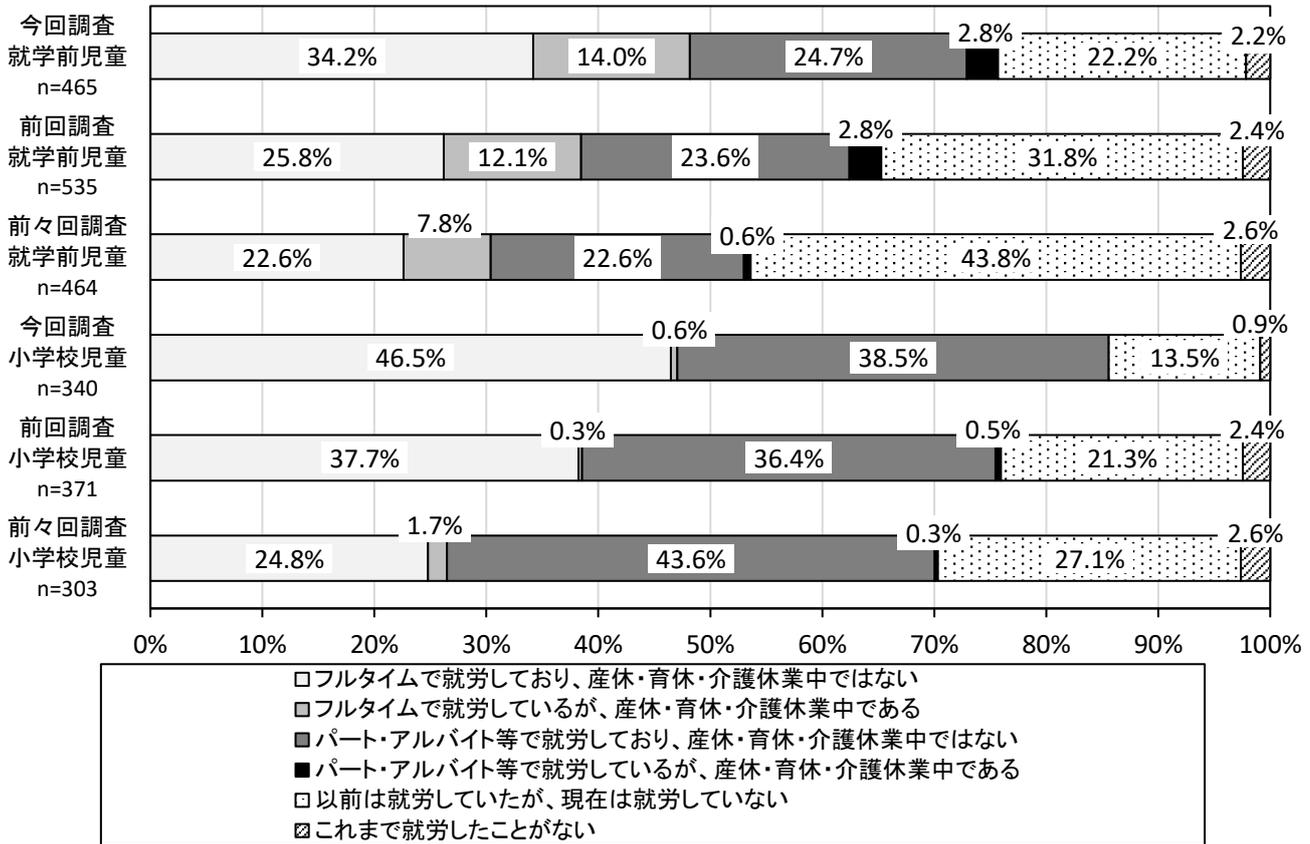
■ 子育て（教育）の相談できる人、場所の有無について

相談相手の有無については、就学前児童、小学校児童いずれも「いる／ある」が多くを占める一方で、「いない／ない」という方が前回調査では、6%前後でしたが、小学校児童場合、21.9%とかなり増加しています。



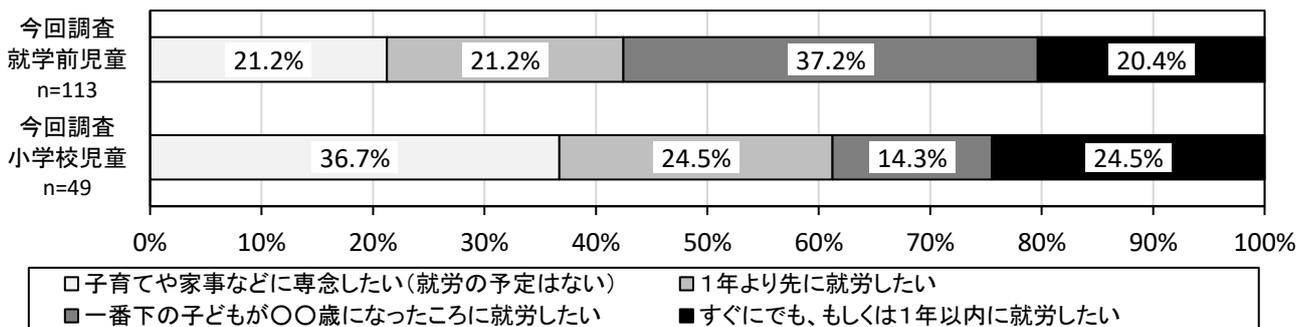
■母親の就労状況について

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計は、就学前児童で75.7%、小学校児童で85.6%となっています。就学前児童、小学校児童ともに母親の7割以上が就労している状況となっています。また、『就労している』母親の割合を前回、前々回調査と比較すると、就労している母親が増加している状況がうかがえます。



■現在、就労していない母親の就労希望について

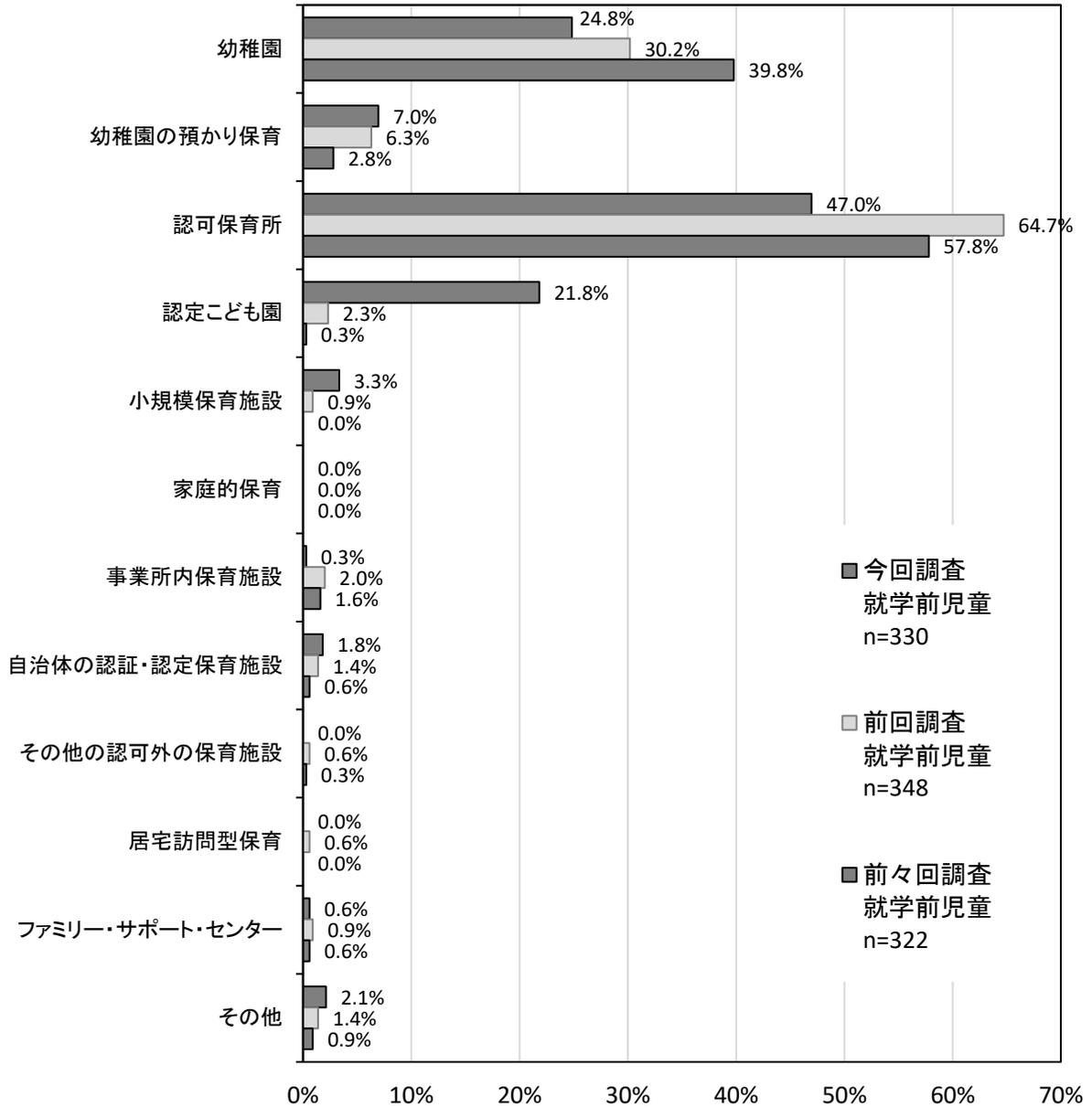
現在、就労していない母親の就労希望については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が8割近く、小学校児童では6割以上となっています。なお、「一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」では49人中、3歳が16人と一番多く、次いで7歳が12人でした。



■ 就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について

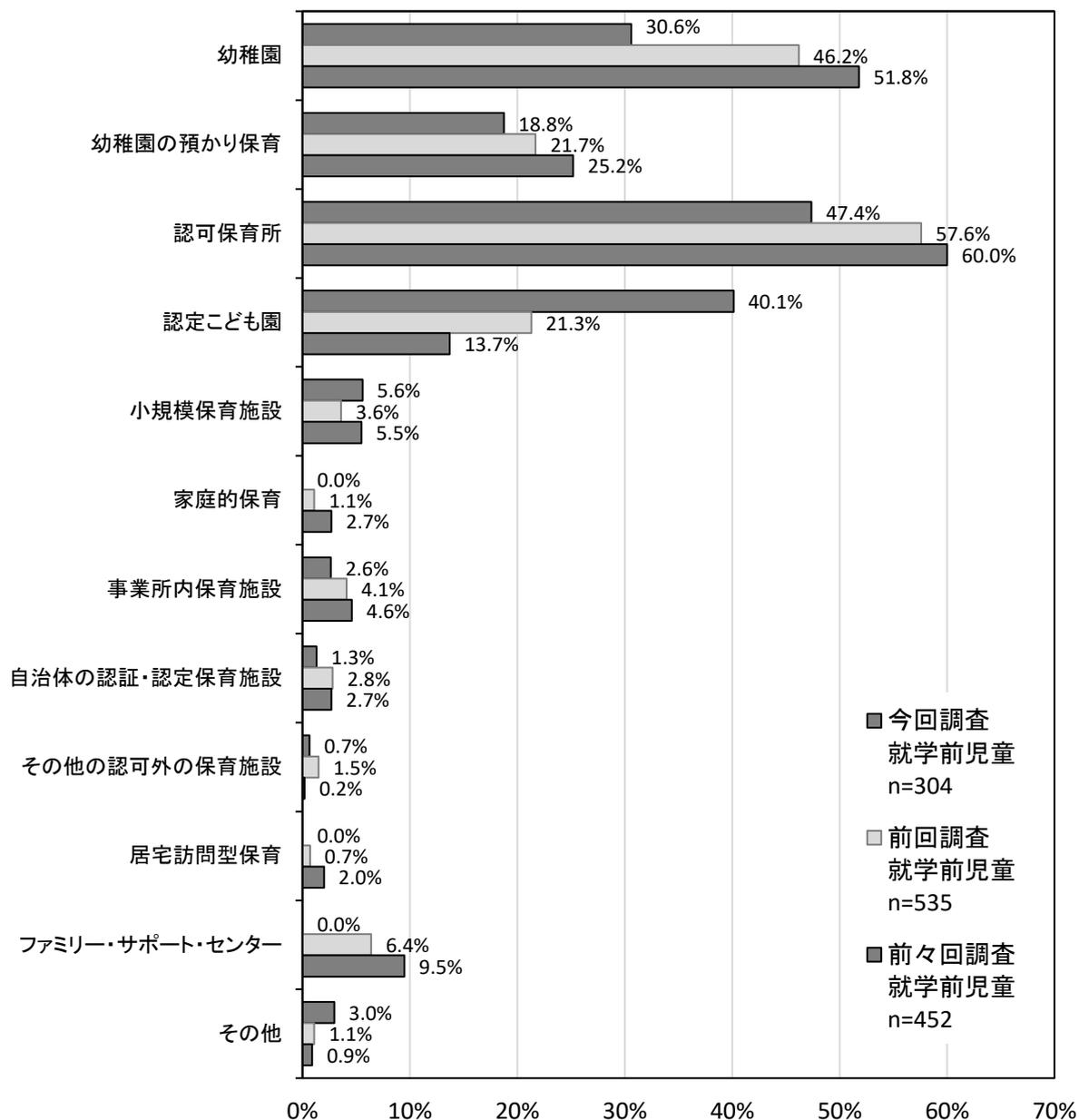
【現在の利用状況】

就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について、現在の利用状況は、「認可保育所」が47.0%で最も高く、次いで「幼稚園」が24.8%、認定こども園21.8%となっています。前回調査と比較すると、保育の必要性のある人の利用が増えています。



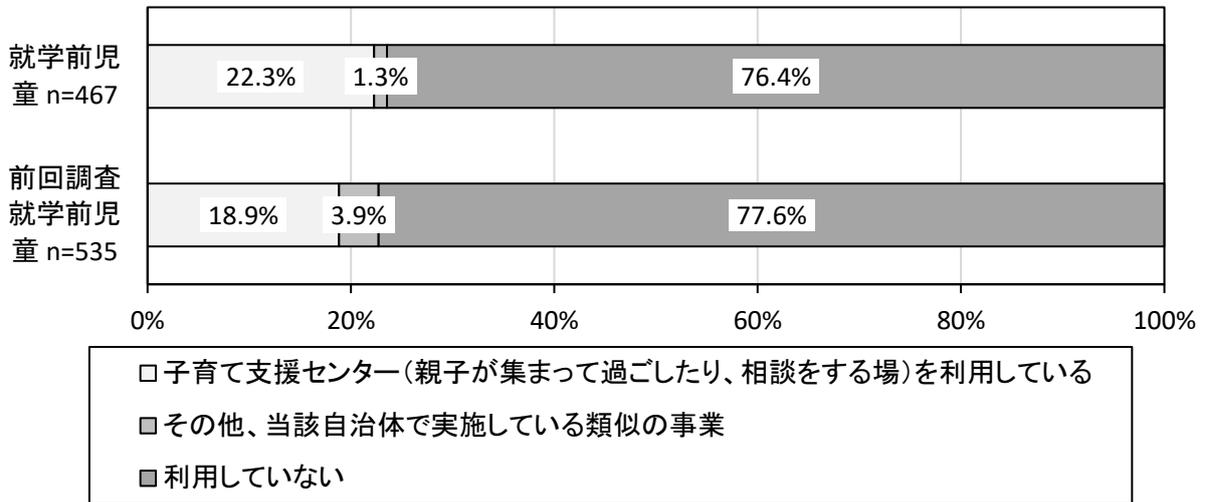
【今後の利用希望】

就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について、今後の利用意向は、「認可保育所」が47.4%で最も高く、次いで「認定こども園」が40.1%、「幼稚園」が30.6%となっています。前回調査と比較すると、教育施設から保育施設への希望者が増加しています。



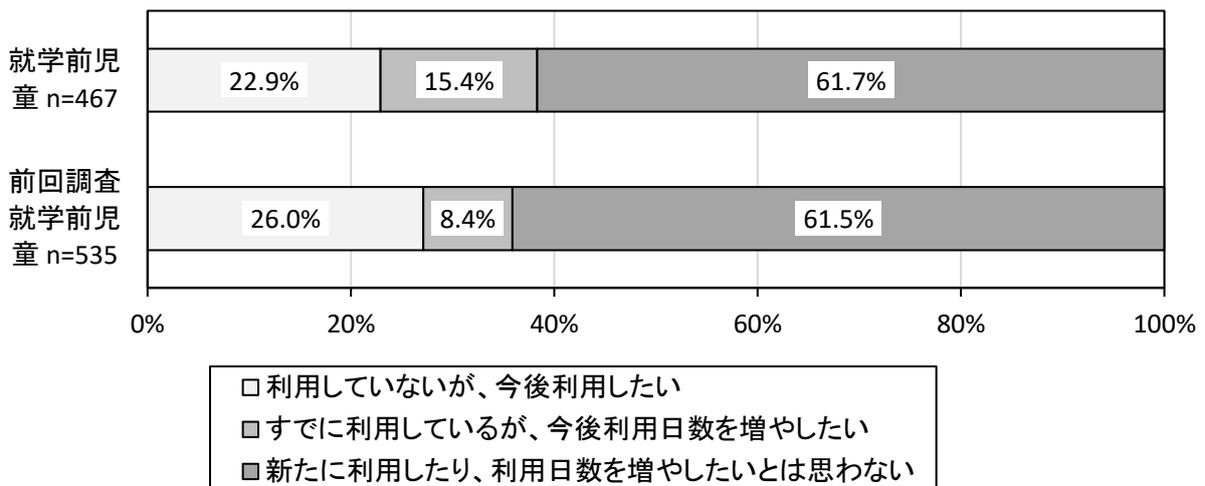
■子育て支援センターの利用状況について

就学前児童の子育て支援センターの利用状況について、利用していると回答している割合は 22.3%で、利用していないと回答している割合は 76.4%となっており、前回調査より利用割合が増えています。



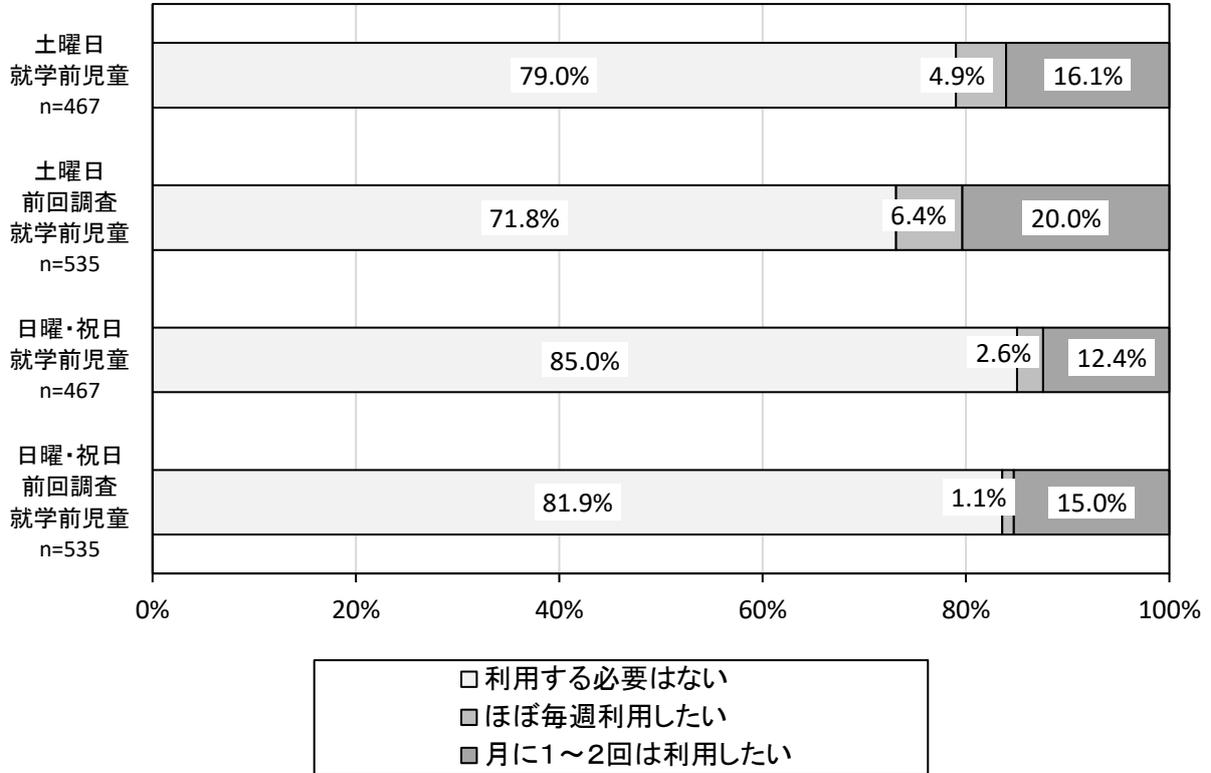
■子育て支援センターの今後の利用希望について

就学前児童の子育て支援センターの利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 61.7%で最も高くなっています。なお、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた利用希望がある割合は、38.3%となっています。

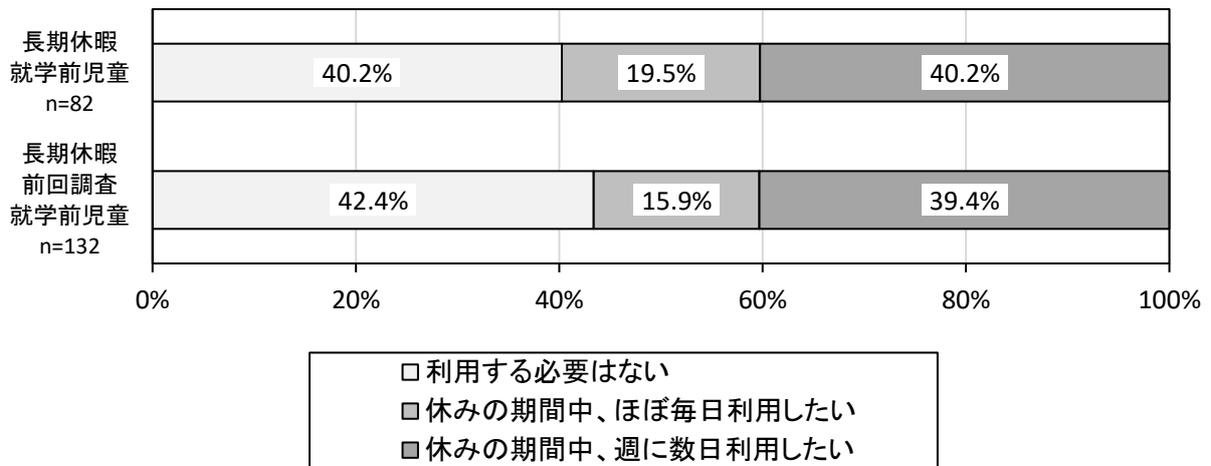


■土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向について

就学前児童の土曜、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、いずれも7割以上が「利用する必要はない」となっています。利用希望のある割合は、土曜日で21.0%、日曜・祝日で15.0%となっており、前回調査より減っています。

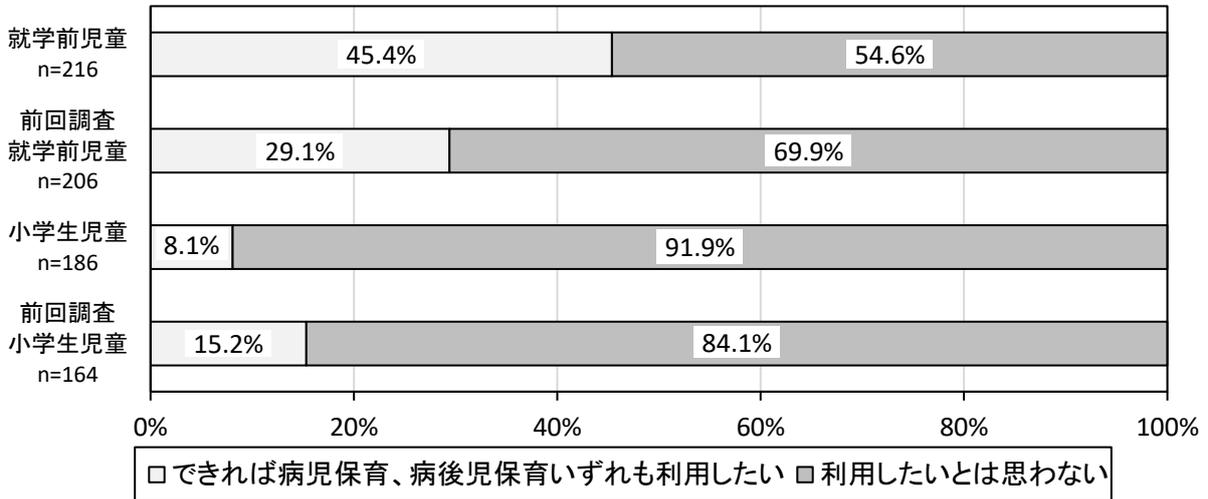


また、幼稚園利用者の夏休みや冬休み等の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向については、約4割が「利用する必要はない」となっています。利用希望のある割合は、5割以上となっており、前回調査より増えています。



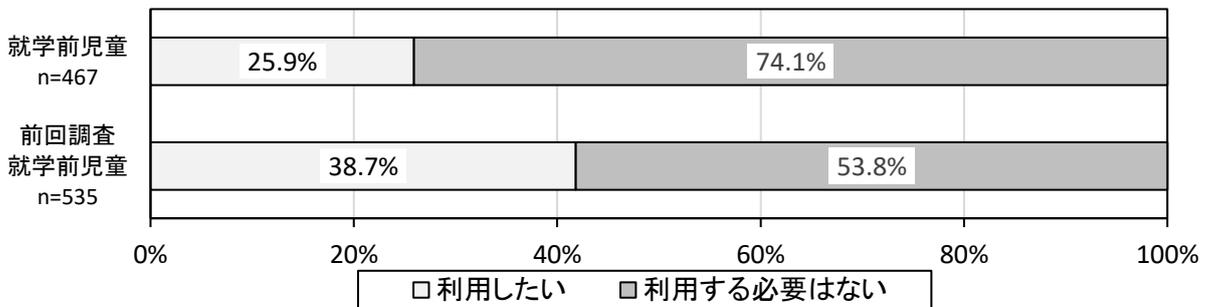
■ 病児・病後児保育事業の利用意向について

子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、就学前児童で45.4%、小学校児童で8.1%となっています。前回調査と比べると就学前児童の利用希望が増えています。

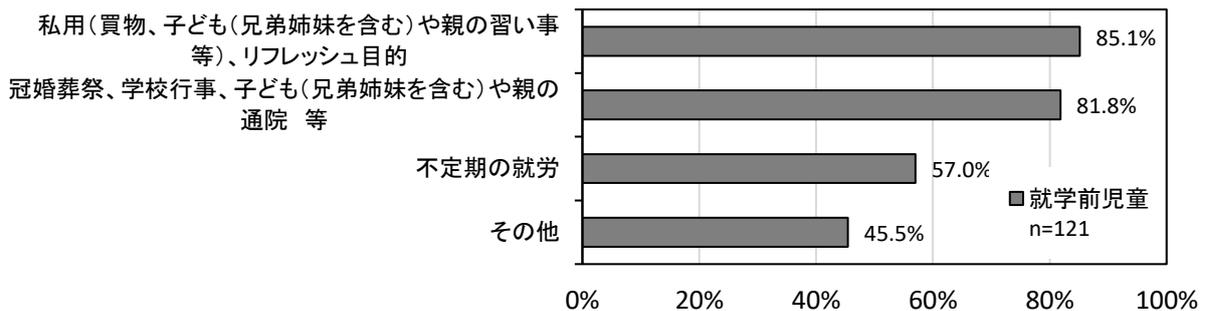


■ 不定期の教育・保育事業や宿泊をともなう一時預かり等の利用意向について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に一時預かりや幼稚園における預かり保育等の教育・保育事業を利用したいという割合は25.9%となっており、前回調査より減っています。



その利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」が85.1%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が81.8%となっています。

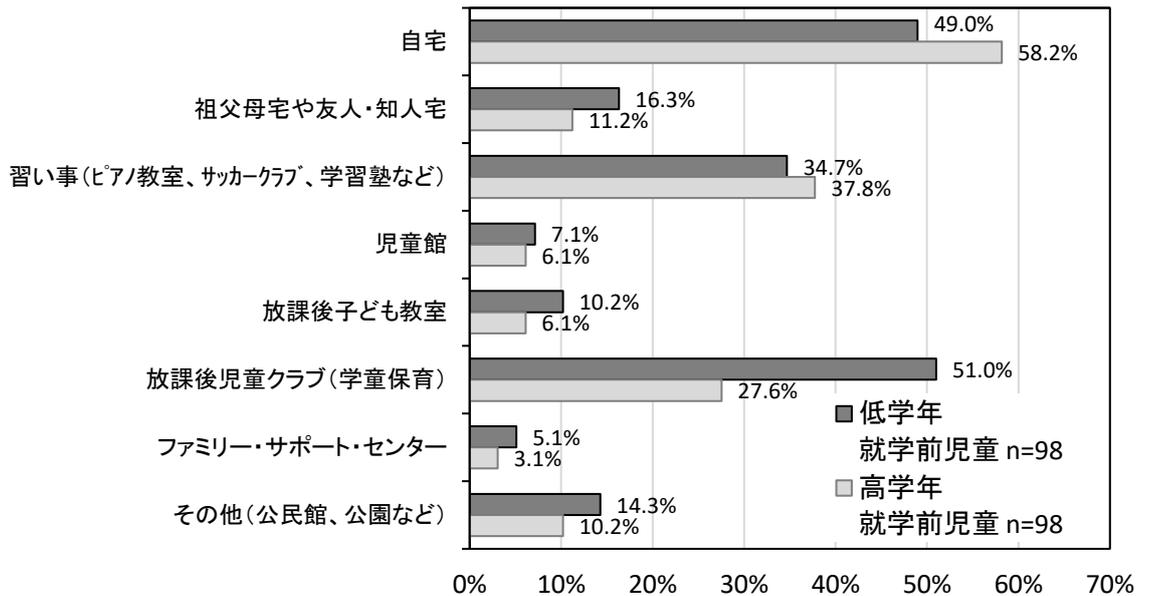


■放課後の過ごし方について

就学前児童が小学校入学後の放課後の過ごし方の希望については、低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が51.0%で最も高く、次いで「自宅」が49.0%となっているのに対し、高学年（4～6年生）では、「自宅」が58.2%で最も高く、次いで「習い事」が37.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.6%となっています。

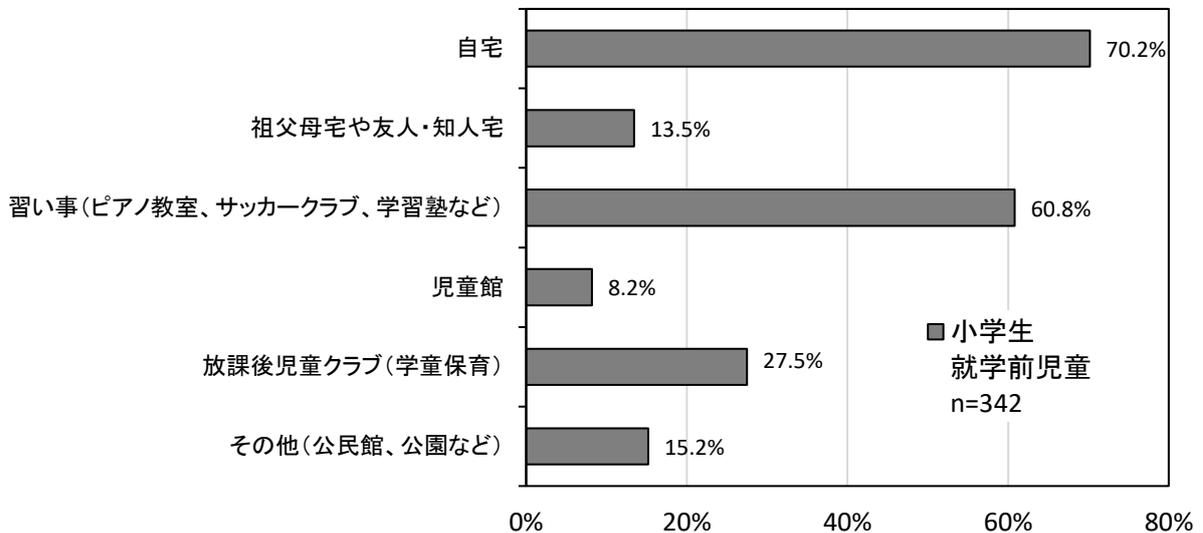
前回調査と比べると、「自宅」や「習い事」の希望割合が高くなっています。

【就学前児童（5歳児以上）】



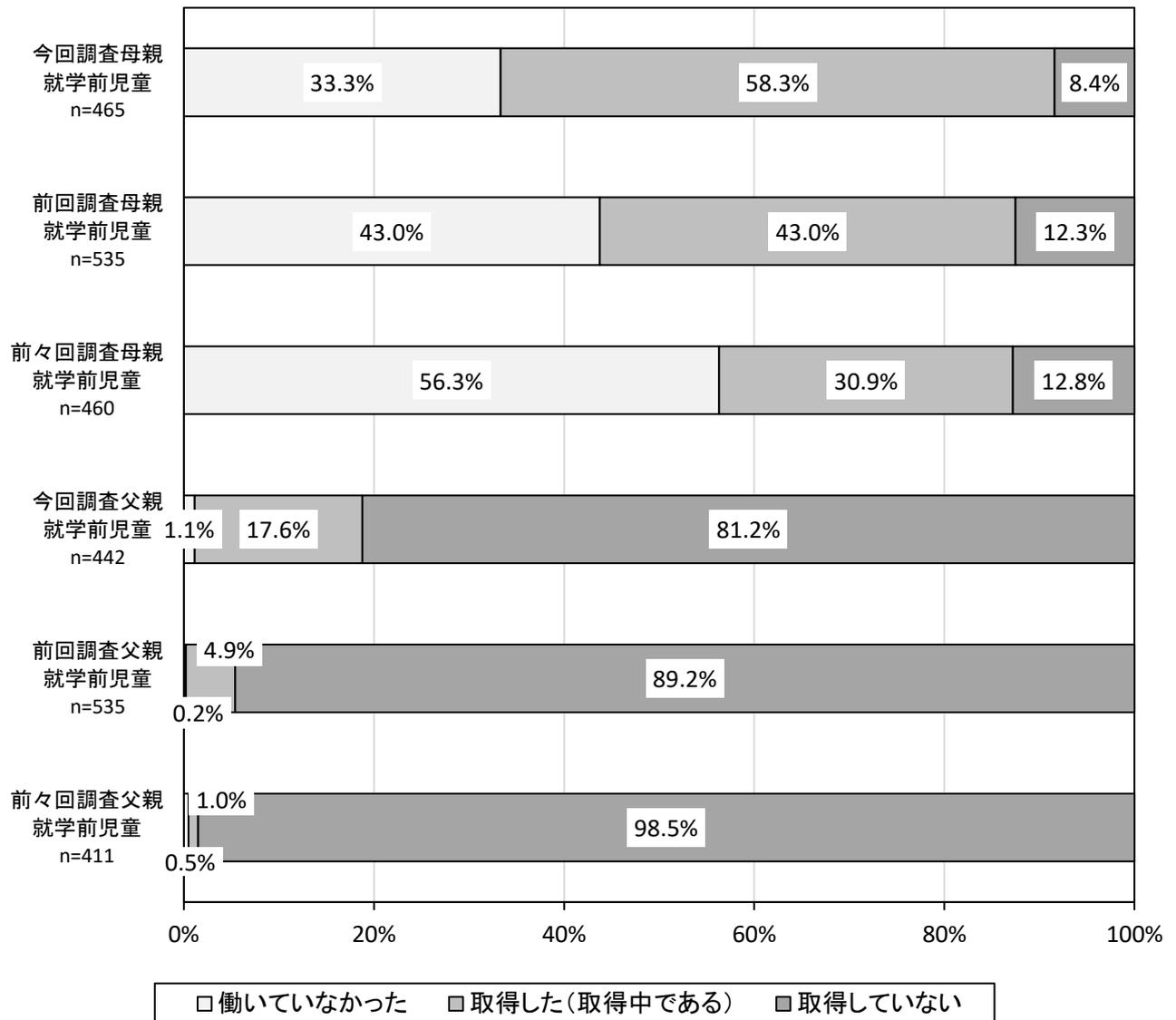
また、小学校児童の放課後の過ごし方については、「自宅」が70.2%で最も高く、次いで「習い事」が60.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.5%となっており、前回調査と同じような傾向です。

【小学校児童】



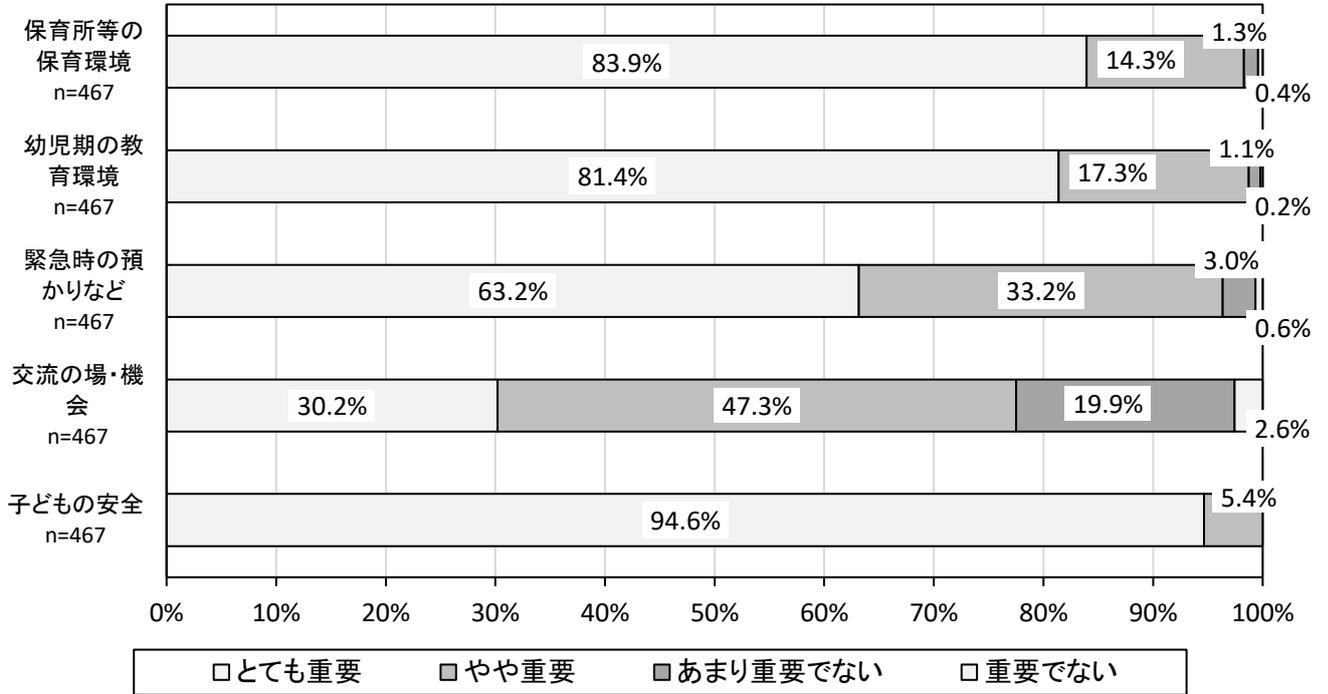
■ 就学前児童保護者の育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」と回答した割合をみると、就学前児童の母親は 58.3% となっており、前回調査等と比較すると、年々増加しています。なお、父親が育児休業を取得する割合は、17.6% で前回調査と比較すると増加しており、アンケート回答者の 442 名中、78 名が育児休業を取得しています。

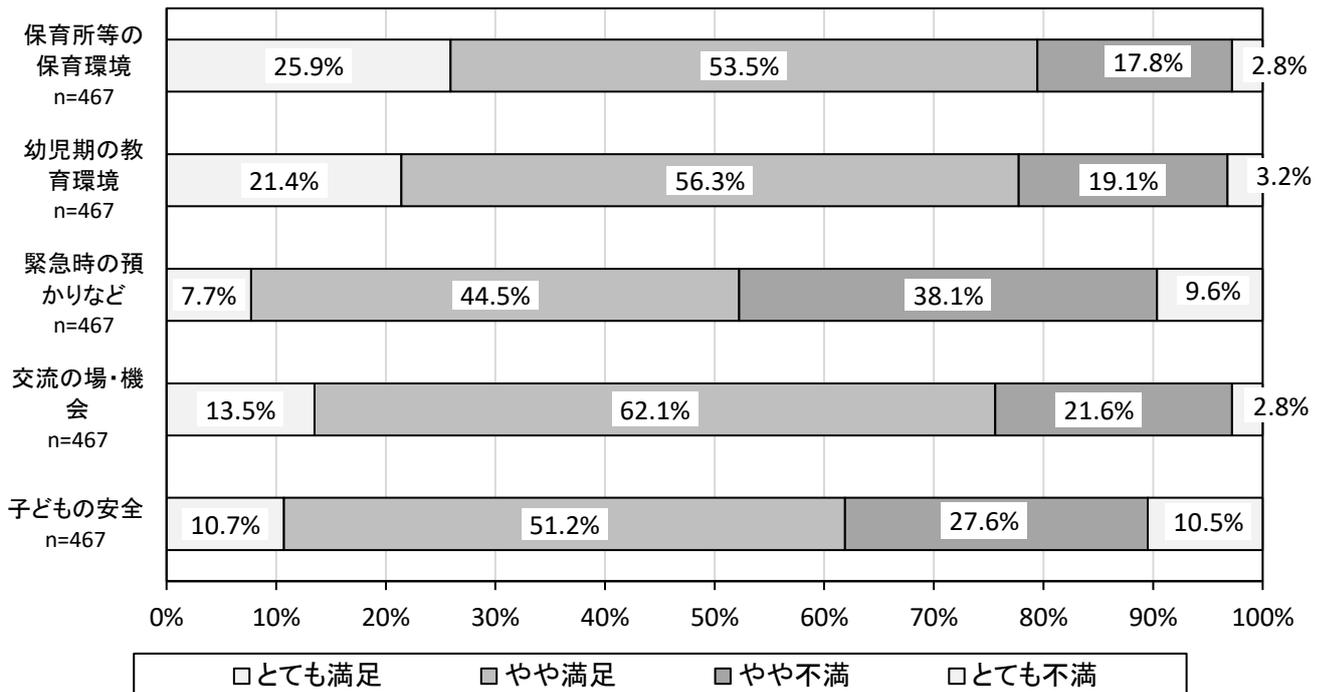


■就学前児童における子育て環境に関する重要度・満足度について

就学前児童における子育て環境に関する重要度について、「とても重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合をみると、「子どもの安全」が100%で最も高く、次いで「幼児期の教育環境」が98.7%、「保育所等の保育環境」が98.2%となっています。

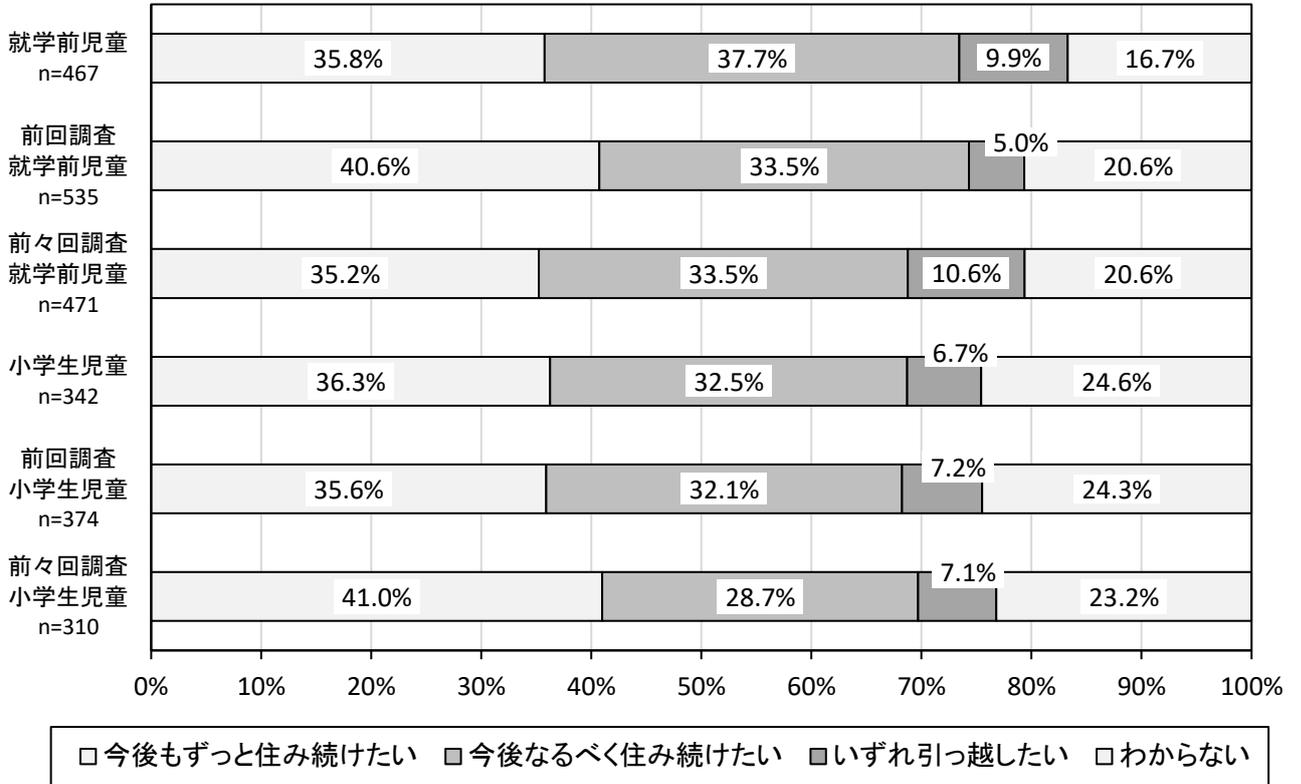


満足度については、「とても満足」と「やや満足」を合わせた『満足』の割合をみると、「保育所等の保育環境」が79.4%で最も高く、次いで「幼児期の教育環境」が77.7%、「交流の場・機会」が75.6%となっています。

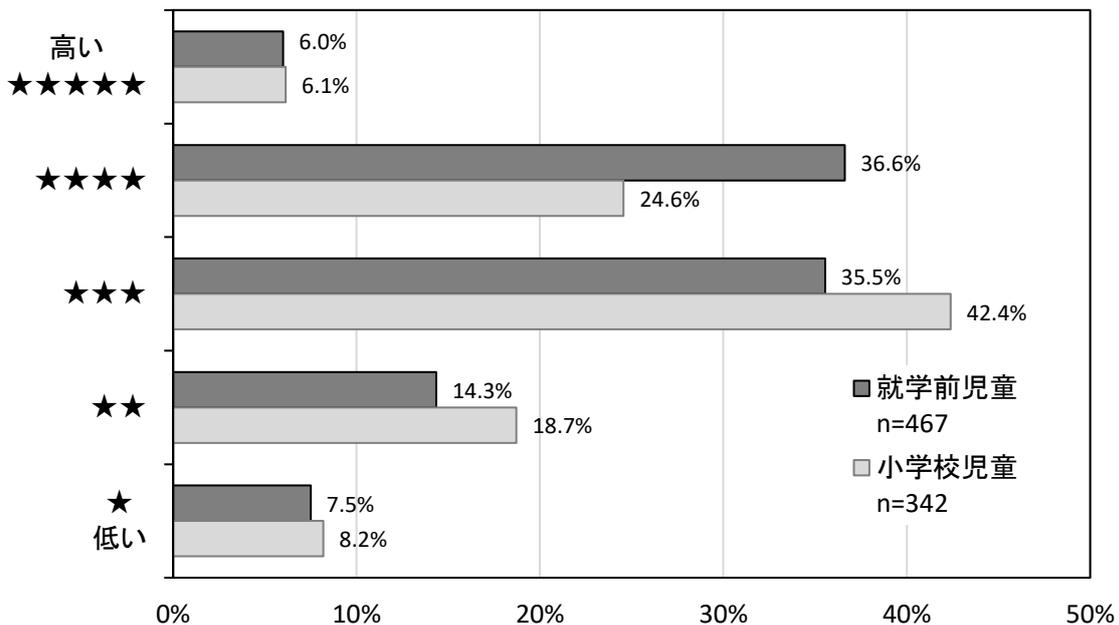


■ 高根沢町への今後の居住意向について

高根沢町への今後の居住意向について、「今後もずっと住みたい」と「今後なるべく住みたい」を合わせた『住みたい』の割合をみると、就学前児童は 73.5%、小学校児童は 68.8%となっています。『住みたい』の割合を前回調査と比較すると、就学前児童で減少しており、小学校児童では増加しています。

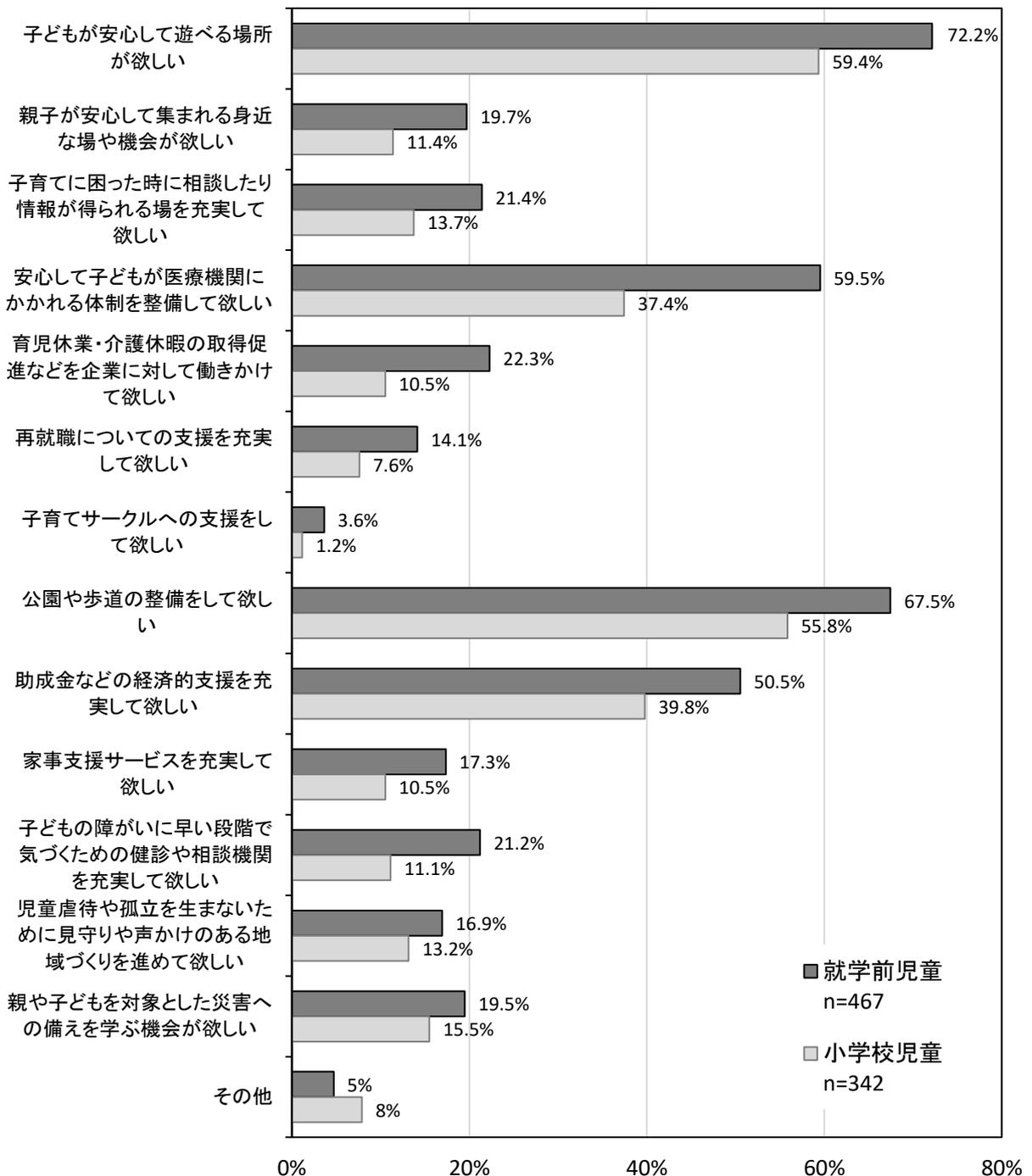


■ 高根沢町の子育て環境や支援への満足度について



■子育て支援でもっと力を入れて欲しいものについて

子育て支援で、もっと力をいれて欲しいものについては、「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」、「公園や歩道の整備をして欲しい」の回答が多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」、「助成金などの経済的支援を充実して欲しい」でした。前回の調査結果とほぼ同じ傾向と言えます。



Ⅱ 高根沢町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、高根沢町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、児童福祉法第 8 条第 3 項に規定する事項その他町長の諮問に応じて児童の健全育成及び子育ての支援に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期中における最初の会議は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第 7 条 子ども・子育て会議は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
- 4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。
- 5 分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから、あらかじめ分科会長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「子ども・子育て会議の会議」とあるのは「分科会の会議」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「町長」とあるのは「会長」とそれぞれ読み替えるものとする。
(事務)

第8条 子ども・子育て会議の事務は、こどもみらい課において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年高根沢町条例第159号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高根沢町保育園運営審議会条例の廃止)

- 2 高根沢町保育園運営審議会条例(昭和35年高根沢町条例第71号)は、廃止する。

(高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年高根沢町条例第159号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和5年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

Ⅲ 高根沢町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏 名	所属・役職	摘 要
1	坪井 真	作新学院大学女子短期大学部教授	
2	野口 昌宏	町議会くらしづくり常任委員会副委員長	
3	飯野 修	町民生児童委員児童母子福祉部会長	
4	齋藤 能光	町社会教育委員	
5	野中 直子	NPO 法人次世代たかねざわ副理事長	
6	齋藤 由美子	児童館みんなのひろば館長	
7	矢口 雅章	地域支え合いセンターまるっとセンター長	
8	齋藤 幸成	学校法人高根沢育英会理事長	私立幼稚園
9	高瀬 美幸	のびのび保育園長	公立保育園
10	齋藤 伸子	こばと保育園長	私立保育園
11	木村 悦久	にじいろ保育園保護者会長	公立保育園の保護者
12	碓氷 拓也	ひまわり保育園保護者会長	私立保育園の保護者

【委嘱期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）】

IV 高根沢町子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和6年 1月15日(月) ～31日(水)	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
令和6年 7月16日(火)	第1回高根沢町子ども・子育て会議 ・第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画策定の概要について ・第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年 8月28日(水)	第2回高根沢町子ども・子育て会議 ・高根沢町子ども・子育て支援事業計画の進捗評価と今後の方向性について ・教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
令和6年 10月22日(火)	第3回高根沢町子ども・子育て会議 ・第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和6年 11月27日(水)	第4回高根沢町子ども・子育て会議 ・第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
令和6年 12月13日(金) ～令和7年 1月10日(金)	パブリックコメントの実施





第三期高根沢町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

編集・発行 高根沢町こどもみらい課

〒329-1225

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 1825 番地

TEL : 028-675-6466